

一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第35条に基づき、高度実践看護師教育課程認定委員会（以下「認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 委員会は、高度実践看護師教育課程の普及に向けて、高度実践看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野の特定を行うとともに、認定体制のあり方を検討することを目的とする。

2 高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

（委員会の審議事項）

第2条 認定委員会は、高度実践看護師教育課程認定規程に基づき次に掲げる事項を審議する。

- （1）高度実践看護師教育課程の認定体制及び運営に関すること。
- （2）専門看護分野の教育課程の特定等に関すること。
- （3）専門看護分野の教育課程の認定に関すること。
- （4）その他、認定等に関する重要な事項。

（委員会の構成）

第3条 認定委員会は、各専門分科会の代表者、高度実践看護師教育課程に携わっている者及び有識者の若干名からなる委員をもって構成する。

- 2 認定委員は、認定委員会の推薦を経て理事会の承認を得る。
- 3 認定委員会の委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

第4条 認定委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会の事務は、委員長が所属する会員校が担当することができる。

（専門分科会）

第5条 認定委員会は、専門看護分野の教育課程の認定を行うにあたり、専門看護分野ごとに専門分科会を設けるものとする。

- 2 専門看護分野の代表者は、認定委員会の委員となり、専門分科会の委員長を務める。
- 3 専門看護分野の代表者は、認定委員会に対して分科会の委員を推薦する。
- 4 専門看護分野の代表者は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。
- 5 分科会は、非公開とする。

（専門分科会委員の任命と任期）

第6条 専門分科会委員は、原則として大学院において高度実践看護師教育課程に携わっている者、若干名で構成し、認定委員会委員長が任命する。

- 2 ただし、新たに立ち上がった分科会あるいは認定教育課程が少数の分科会に限り、以下のいずれかに該当する者を、委員としておくことができる。
 - （1）大学院において高度実践看護師教育課程に携わっていた経験を有する者
 - （2）専門分科会の委員として、審議にかかわった経験を有する者

(3) 専門分科会領域において、優れた業績を有する者

3 分科会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(専門分科会の審議事項)

第7条 専門分科会は、認定委員会の諮問を受け、次に掲げる事項を審議する。

(1) 専門看護分野別の専攻教育課程についての判定基準の作成に関すること。

(2) 申請があった高度実践看護師教育課程について、専門看護分野別の専攻教育課程の適切性を審査し、その結果を認定委員会に報告する。

(3) その他、認定委員会から委嘱された事項。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 1. この規程は、2011年1月10日から施行する。

2. この規程の改正は、2015年2月16日から施行する。

3. この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。

4. この規程の改正は、2018年10月5日から施行する。

5. この規程の改正は、2026年7月9日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定規程

制定 1998年6月26日

第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）が、高度な専門知識と技術を持った高度実践看護師教育の質の維持と向上をめざし、高度実践看護師育成に適切な教育課程の基準を定めるとともに、その教育課程の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 高度実践看護師教育課程の定義

第2条 高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程により構成する。

- 2 専門看護師教育課程は、特定分野の専門性に基づき、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、個人・家族・集団・地域・組織全体の医療・看護の改善・質向上を図る高度実践看護師を養成する。
- 3 ナースプラクティショナー教育課程は、保健・医療・福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとキューアを統合し、一定の範囲で自律的に治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師を養成する。

第3章 専門看護分野の教育課程の特定等

第3条 専門看護分野^{注1)}の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、理事会の決議をもって行うものとする。

- 2 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的に実施する。

注1)「専門看護分野」とは、高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。

第4章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第4条 高度実践看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。

- (1) 本会の会員校において高度実践看護師教育を行っている課程または行う予定の課程であること。
- (2) 本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。

A. 専門看護師38単位申請の場合

- ① 履修単位数は、38単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。
- ② 共通科目Aを、8単位必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

B. ナースプラクティショナー46単位申請の場合

- ① 履修単位数は、46単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。

- ② 共通科目Aを、8単位必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

※38単位の共通科目が認定されている場合は、46単位の共通科目に関する新規申請は不要とする。

第5章 高度実践看護師教育課程認定の審査方法等

第5条 前条に該当する機関の代表者が、認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請年度、申請書類および審査料については別に定める。

- 2 既に高度実践看護師教育課程の認定を受けている教育課程が、共通科目及び専攻教育課程の科目の追加、及び科目内容の変更、科目単位の変更による認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

第6条 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

- 2 認定委員会は、必要に応じてその都度、聞き取り等を行う。

第7条 本会の代表理事は、認定委員会が高度実践看護師教育課程として認定した機関に対して高度実践看護師教育課程認定証（以下「認定証」という）を交付する。

- 2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに高度実践看護師教育課程認定名簿に登録する。
- 3 認定証の有効期間は、認定年度から10年間とする。ただし、本規程第12条及び第13条の規定により高度実践看護師教育課程認定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。

第6章 高度実践看護師教育課程認定の更新

第8条 本会は、高度実践看護師教育課程の質の維持と向上を目的として、高度実践看護師教育課程認定更新制度を実施するものとする。

第9条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程認定機関は、認定を受けた日から10年毎にこれを更新しなければならない。

- 2 認定更新を申請する機関は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類ならびに審査料については別に定める。
- 3 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

第10条 高度実践看護師教育課程の認定更新を申請する機関は、第4条、第5条の規定によるものとする。

第7章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第11条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程等の名称に変更があった場合、変更点を届け出るものとする。

- 2 大学、研究科、ないし教育課程、コースの名称に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

3 科目名に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

第8章 高度実践看護師教育課程認定の資格喪失等

第12条 高度実践看護師教育課程認定の資格は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、認定委員会の議を経て喪失するものとする。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定の資格を辞退したとき。
- (2) 高度実践看護師教育課程認定の更新をしなかったとき。
- (3) 本会の会員校ではなくなったとき。

第13条 高度実践看護師教育課程として相応しくない事由が生じた場合は、認定委員会並びに理事会で審議し、高度実践看護師教育課程の認定を取り消すことができる。

第9章 他の組織との連携

第14条 本会は、高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、必要に応じて他の組織と連携したり協議することができる。

第10章 規程の改定等

第15条 この規程の改定については、認定委員会の議決を経て、理事会の決議により行う。

第16条 この規程に定めるもののほか、高度実践看護師教育課程の認定に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、1998年6月26日から施行する。
2. この規程は、1999年10月22日から施行する。
3. この規程は、2003年5月23日から施行する。
4. この規程は、2007年5月11日から施行する。
5. この規程は、2011年1月10日から施行する。
6. この規程は、2012年6月18日から施行する。
7. この規程は、2015年2月16日から施行する。
8. この規程は、2017年6月19日から施行する。
9. この規程は、2019年6月14日から施行する。ただし、改定後の第4条及び第7条の規定については、2020年4月1日から施行する。
10. この規程は、2023年1月20日から施行する。
11. この規程は、2025年1月31日から施行する。
12. この規程は、2026年9月25日から施行する。

(経過措置)

1. すでに専門看護師教育課程の認定を受けた教育課程は、第2条の高度実践看護師教育課程の認定を受けたものとみなす。

一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定細則

制定 1998年6月26日

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）高度実践看護師教育課程認定規程の施行に当たり、規程第16条により、規程に定められた以外の事項について細則に定めるものとする。

第2章 専門看護分野の教育課程の特定等

第2条 専門看護分野の教育課程の特定を申請するものは、所定の申請書類（様式8-1、8-2）を認定委員会に提出しなければならない。申請書類に含まれる事項は下記のように定める。

- (1) 当該専門看護分野特定の必要性
- (2) 当該分野における既存の大学院教育の実状
- (3) 当該分野の専攻教育課程の案
- (4) 当該分野の専攻教育課程の審査規準案

第3条 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請は、毎年7月末までに、申請書類を整えて申請するものとする。（様式8-1、8-2）

第4条 特定されている専門看護分野の教育課程およびその英語名は以下の通りである。

(1) 専門看護師教育課程

がん看護（Cancer Nursing）、慢性看護（Chronic Care Nursing）、母性看護（Women's Health Nursing）、小児看護（Child Health Nursing）、老年看護（Gerontological Nursing）、精神看護（Psychiatric Mental Health Nursing）、家族看護（Family Health Nursing）、感染看護（Infection Control Nursing）、地域看護（Community Health Nursing）、クリティカルケア看護（Critical Care Nursing）、在宅看護（Home Care Nursing）、遺伝看護（Genetic Nursing）、災害看護（Disaster Nursing）、放射線看護（Radiological Nursing）。

【専門看護師教育課程】 名称（日本看護系大学協議会）	【認定資格】 専門看護師名称（日本看護協会）
がん看護専攻教育課程	がん看護専門看護師
慢性看護専攻教育課程	慢性疾患看護専門看護師
母性看護専攻教育課程	母性看護専門看護師
小児看護専攻教育課程	小児看護専門看護師
老年看護専攻教育課程	老人看護専門看護師
精神看護専攻教育課程	精神看護専門看護師
家族看護専攻教育課程	家族支援専門看護師
感染看護専攻教育課程	感染症看護専門看護師
地域看護専攻教育課程	地域看護専門看護師
クリティカルケア看護専攻教育課程	急性・重症患者看護専門看護師
在宅看護専攻教育課程	在宅看護専門看護師
遺伝看護専攻教育課程	遺伝看護専門看護師
災害看護専攻教育課程	災害看護専門看護師
放射線看護専攻教育課程	放射線看護専門看護師

(2) ナースプラクティショナー教育課程
プライマリケア看護 (Primary Care Nursing)

【ナースプラクティショナー教育課程】 名称 (日本看護系大学協議会)	【認定資格】 ナースプラクティショナー名称 (日本看護系大学協議会)
プライマリケア看護専攻教育課程	日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー (JANPU-NP)

- 2 高度実践看護師の英語での表記法は、「Advanced Practice Nurse」とする。
- 3 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。
- 4 ナースプラクティショナーの専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Practitioner in (専門看護分野名)」とする。

第5条 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しは理事会または理事会の委嘱を受けた委員会によって検討された高度実践看護師教育の方針にそって、認定委員会が検討する。

第3章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第6条 規程第4条により、高度実践看護師教育課程の認定を申請する機関は、高度実践看護師教育課程基準に定める教育内容を有していなければならない。

A. 専門看護師38単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、リーダーシップ論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理である。
共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

B. ナースプラクティショナー46単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、リーダーシップ論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理である。
共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

第4章 高度実践看護師教育課程の認定の審査方法等

第7条 規程第5条により、認定のための申請書類は下記のように定める。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定審査申請書 (様式1-1)
- (2) 共通科目の照合表 (様式2: 38単位申請用、46単位申請用)
- (3) 専攻教育課程照合表 (様式3: 38単位申請用、46単位申請用)
- 2 既に共通科目の審査を終えている大学院が新たな専門看護分野の高度実践看護師教育課程の認定を申請する場合は様式1及び様式3を提出するものとする。
- 3 既に認定されている教育課程が科目の追加及び科目内容の変更、科目単位の変更による科目の認定を申請する場合は様式1と様式2又は様式3、及び様式12-1又は様式12-2を提出するものとする。
- 4 高度実践看護師教育課程の認定を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認

定委員会に提出しなければならない。

5 既納の審査料は、返還しない。

第8条 認定委員会からの勧告、及び助言の内容については、当該教育機関以外には公表しない。

第9条 規程第7条にある認定証は様式4、及び高度実践看護師教育課程認定名簿は様式5とする。

第10条 本会は、高度実践看護師教育課程審査要項を公表する。

第11条 日本看護系大学協議会が認定する高度実践看護師教育課程の有効期限は、高度実践看護師教育課程として認定された年度を基準とする。

2 第7条の3により高度実践看護師教育課程の共通科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

3 第7条の3により高度実践看護師教育課程の専攻教育課程の科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

第5章 高度実践看護師教育課程の認定更新

第12条 高度実践看護師教育課程の認定更新の申請書類は、下記のものとする。

- (1) 高度実践看護師教育課程更新認定審査申請書（様式1-2）
- (2) 共通科目の照合表（様式2-1、2-2）
- (3) 専攻教育課程照合表（様式3）
- (4) 変更点に関する説明書（様式9-1、9-2）

2 認定更新を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。

第6章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第13条 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届は、様式13とする。

第7章 高度実践看護師教育課程等の辞退

第14条 高度実践看護師教育課程等の認定期間中の辞退届は、様式1-3とする。

第8章 他の組織との連携

第15条 本会代表理事と日本看護協会会長との間で、専門看護師教育課程認定結果の通知及び協議に関する具体的な取り決めを行うこととする。

- (1) 専門看護師制度に関わる諸問題に対して、必要時、本会と日本看護協会との間で協議する場を設ける。
- (2) 本会高度実践看護師教育課程認定委員会が行う専門看護師教育課程認定結果は、日本看護協会認定部に通知する。

①所定の文書をもって通知する。（様式6、様式7）

②通知は年1回行うこととし、その年の認定終了後とする。

第9章 細則の改定等

第16条 この細則の改定については、認定委員会及び理事会の承認によるものとする。

附 則

1. この細則は、1998年6月26日から施行する。
2. この細則は、1999年10月22日から施行する。
3. この細則は、2003年5月23日から施行する。
4. この細則は、2004年5月7日から施行する。
5. この細則は、2005年5月13日から施行する。
6. この細則は、2007年5月11日から施行する。
7. この細則は、2008年12月20日から施行する。
8. この細則は、2011年1月10日から施行する。
9. この細則は、2012年3月18日から施行する。
10. この細則は、2012年6月18日から施行する。
11. この細則は、2015年2月16日から施行する。
12. この細則は、2016年1月22日から施行する。
13. この細則は、2017年1月29日から施行する。
14. この細則は、2018年1月19日から施行する。
15. この細則は、2019年9月27日から施行する。
16. この細則は、2020年2月13日から施行する。
17. この細則は、2022年1月28日から施行する。
18. この細則は、2022年3月14日から施行する。
19. この細則は、2025年1月31日から施行する。
20. この細則は、2026年9月25日から施行する。

一般社団法人 日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程基準

【高度実践看護師の教育理念】

高度実践看護師は、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目的として、個人、家族、および集団に対して、ケアとキューアの統合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアを提供する者である。その役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健医療福祉チーム内の調整、倫理的課題の調整である。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれる変革推進者として機能する。

以上のような人材を育成する。

【高度実践看護師の役割】

高度実践看護師は、ある特定の看護分野において「ケアとキューアを統合した高度な看護実践能力」を有することを認定される看護職者である。

高度実践看護師は、それぞれの専門看護分野において次のような役割を果たす。

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキューアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- 2) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- 3) 専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。
- 4) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う（調整）。
- 5) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。
- 6) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

【専門看護師に求める共通の実践能力（コンピテンシー）】

高度実践看護師としての専門看護師とは、大学院の高度実践看護師教育課程あるいは同等の教育課程を修了し、認定機関の認定を受けて、特定分野の専門性に基づき、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、個人・家族・集団・地域・組織全体の医療・看護の改善・質向上を図る者である。専門看護師の教育課程において修得すべき共通の実践能力（コンピテンシー）を以下とする。

- 1) エビデンスと倫理的判断に基づく実践力
- 2) 看護の質保証・改善を推進するリーダーシップ力
- 3) 組織的アプローチを推進し調整・協働する力
- 4) 効果的な看護実践を創発する教育力
- 5) 実践の質向上に寄与する研究力
- 6) 医療・ケアシステムを変革する力

それぞれの定義ならびに資質・能力を別表に示す。

【教育課程の基準】

- 1) 高度実践看護師教育課程認定規程 第4条の(2)ABに定めたとおりとする。
- 2) 専門看護分野別専攻教育課程の基準は、別表に示す通りである。
- 3) 実習は高度実践看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるものであるから、教育としての質を保证することが重要である。そこで、実習方法としては単に、実践するだけではなく、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を駆使することにより、高度実践看護師が備えるべき実践能力を高め、看護活動を創意工夫して変革でき、社会組織的に発展させるような能力を養うことが重要視される。

1998年	6月26日	制定
2004年	4月 1日	改定
2011年	9月30日	改定
2014年	1月11日	改定
2015年	2月16日	改定
2019年	9月27日	改定
2022年	11月27日	改定
2026年	9月25日	改定

(別表) 専門看護師の共通コンピテンシーと資質・能力

専門看護師の共通コンピテンシーと資質・能力				
高度実践看護師としての専門看護師とは、大学院の高度実践看護師教育課程あるいは同等の教育課程を修了し、認定機関の認定を受けて、特定分野の専門性に基つき、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、個人・家族・集団・地域・組織全体の医療・看護の改善・質向上を図る者をいう。				
共通コンピテンシー		定義	資質・能力	
A	エビデンスと倫理的判断に基づく実践力	患者の尊厳を守り権利を擁護し、組織や部門において医療・ケアの質保証・改善を推進し、エビデンスと倫理的判断に基づく創造的な(実践現場に波及する)看護実践を展開できる力	A-1	対象の(生活状況を含む)包括的アセスメントを行い、各分野の専門的知識を深めて、エビデンスに基づいた的確な臨床判断を行うことができる
			A-2	対象となる人々の尊厳を守り、権利を擁護するために適切な倫理的判断と判断に基づいた倫理調整をすることができる
			A-3	複雑で解決困難なケースの看護実践を高度なケアとケアの知識を用いて、エビデンスと倫理的判断に基づき計画・実施・評価することができる
			A-4	特定分野における専門看護師の役割や実践についてリフレクションし、自己の課題を明確にできる
B	看護の質保証・改善を推進するリーダーシップ力	専門分野のリーダーとして、組織や部門におけるケアの質保証・改善、アウトカム向上のためにチームの調整に取り組み、アウトカムマネジメントを行う力	B-1	看護実践の一連のプロセスと成果を分析し、組織分析、課題の発見、課題解決に向けて関係者と話し合うことができる
			B-2	治療・療養・生活過程における意思決定に関わる倫理的課題の解決に向けて調整力を発揮することができる
			B-3	効果的な看護実践を標準化するための新たな方略を部門や組織に提案し、ケアシステム全体の看護実践の質の向上を図ることができる
			B-4	組織内外の専門分野の看護の質向上のために、組織を巻き込み、リーダーシップを発揮することができる
C	組織的アプローチを推進し調整・協働する力	組織や部門に変革をもたらすための改善課題の明確化、改善の程度を評価する指標、データ測定・分析、改善策の立案・実行と評価などの一連のプロセスにチームとして取り組む組織的アプローチを推進する力	C-1	保健医療福祉制度・政策の現状を理解し、組織や部門の課題を分析・評価して明確にすることができる
			C-2	組織や看護部門の変革に必要な改善課題の明確化、改善の程度を評価する指標、データ測定・分析、改善策の立案・実施・評価をすることができる
			C-3	必要な医療・ケアが円滑に提供されるように、保健医療福祉関係者間の関係性を見極め、調整・連携することができる
			C-4	(ケアコーディネータとして)ケアの改善課題に対して、多職種間を調整し協働して組織的活動のなかでリーダーシップを発揮することができる
			C-5	看護実践に関わる人々の課題を解決する力を高めるための相談支援(コンサルテーション)を行うことができる

共通コンピテンシー		定義	資質・能力	
D	効果的な看護実践を創発する 教育力	組織や部門において効果的な看護実践を導入し、組織全体の看護・ケアの質向上を図るために関係する人々を教育する力	D-1	実践現場の個々の看護職または部門全体の実践能力と課題を見極めて教育支援を行うことができる
			D-2	組織や部門の組織文化や学習ニーズをとらえ、効果的な看護実践を導入する教育企画を立案し、組織全体の看護の質向上を図ることができる
			D-3	各分野の看護実践に関連する諸理論や質の高い研究結果を理解し、（実践に活用するとともに、）組織内外の看護教育に役立てることができる
			D-4	看護実践に関わる人々をエンパワーし、ケアの質を高めるために相談支援（コンサルテーション）の方略を用いることができる
E	実践の質向上に寄与する 研究力	効果的な看護実践を標準化し、実践現場に変革をもたらす有用な研究（実装研究やアウトカムリサーチ）の理解と応用力	E-1	専門分野に関する最新の研究成果を批判的に吟味し、その内容を看護実践に活用することができる
			E-2	組織や部門の看護知識や技術を深めるための研究活動に参加し、看護職の研究支援を行うことができる
			E-3	看護実践の成果を研究的に明らかにし、看護のエビデンスの蓄積をすることができる
			E-4	看護のエビデンスを用いて部門や組織・地域・社会などの看護実践の質向上に貢献することができる
F	医療・ケアシステムを 変革する力	地域・社会の動きをとらえ、多様な医療ニーズを把握し、対応できる医療・ケアシステム構築の提案・推進する力	F-1	変化する社会のニーズを多角的にとらえ、専門分野に関する組織や社会の中の課題を明確にすることができる
			F-2	保健医療福祉制度・政策の現状を理解し、組織や地域の医療ニーズ・課題を踏まえて新たな医療・ケアシステムを検討することができる
			F-3	変革に必要なキーパーソンや関係団体を見極め、課題解決に向けた調整や協働をすることができる
			F-4	効果的なケア提供システム構築に向けて、看護の視座から研究結果や蓄積したデータを基に関係者と交渉することができる

【別表 1（専門看護師 3 8 単位申請用）】

がん看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
がん医療において患者や家族の QOL の維持・向上を目指して、がん看護に関する諸理論を系統的に学ぶことで、複雑かつ多様な健康課題を持つがん患者と家族に対して高度な看護実践を提供できる能力を修得する。また、高度実践看護師として、がん患者とその家族に提供される看護・医療の質を高める役割を果たすための資質・能力を培う。 以下の具体的な能力を有する高度看護実践者を育成する。 1. がん予防期からエンドオブライフ期までの専門的知識を深め、エビデンスに基づく的確な臨床判断を行うことができる。 2. 熟練した高度なケア技術とキューに関する知識を用いて、がん患者および家族（遺族を含む）に対して質の高い看護を実践することができる。 3. 必要な医療・ケアが円滑に提供されるようリーダーシップを発揮して、関係者との調整を図り、協働することができる。 4. 医療・看護職者に対して、がん看護に関する教育的関わりや相談活動を行うことができる。 5. がん患者を取り巻く医療提供システムを調整し、看護・医療の質向上に向けた組織変革に貢献することができる。 6. がん患者の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、その判断に基づいた態度と行動をとることができる。 7. がん看護に関する専門的な知識や技術を深めるための研究を主体的に遂行できる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	専攻分野の高度実践を修得するために基盤となる看護理論、看護援助論、保健医療福祉制度・体制及びマネジメントを 6 単位履修する。 専攻分野共通科目は、以下の 4 科目のすべてを含んでいること。単位の配分は、指定の範囲で各大学が定めることができる。	小計 6
1. 患者の理解に関する科目	がん患者の理解と看護実践の基盤となる諸理論とその活用、包括的アセスメントと高度実践看護師の役割機能について学ぶ。	1～2
2. 家族ケアに関する科目	がん患者の家族の理解と家族ケアの基盤となる諸理論とその活用について学ぶ。	1～2
3. 看護実践方法論に関する科目	がん患者の複雑な健康課題に対して、包括的な支援として活用できる看護実践の方法を学ぶ。	1～2
4. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	保健医療福祉の制度・体制、さらにグローバルな視点を含む地域連携の現状と展望を踏まえ、看護の対象を取り巻く治療・療養環境および療養生活のマネジメントについて学ぶ。	1～2
専攻分野専門科目	がん看護分野の中で卓越（もしくは特化）した専門性の高い支援（もしくはケア）を教授する科目を 8 単位履修する。 専攻分野専門科目は、以下の 4 科目のすべてを含んでいること。単位の配分は、指定の範囲内で各大学により定めることができる。	小計 8
1. がん看護に関する病態生理学	がんの分子生物学、遺伝学を含む病態生理学全般を学び、がんの診断・治療に関連した専門的知識を修得する。	1～2
2. がん治療支援に関わる科目	手術療法、がん薬物療法、放射線療法などのがん治療を受ける患者に対する治療管理をはじめ、有害事象の予防、早期発見・早期対処（支持療法を含む）、さらに遺伝学的検査前後の患者と家族の支援について学び、包括的アセスメントとエビデンスに基づくケアを実践する能力を修得する。また、患者のセルフケア能力向上のための方略について学ぶ。	2～4
3. 緩和ケアに関わる科目	がん患者が抱える多様な苦痛症状や苦悩を包括的にアセスメントし、ケアとキューを統合したエビデンスに基づく症状マネジメントを実践する能力を修得する。薬物療法のみならず、適切なリソースを活用し、心理社会的支援など包括的なアプローチを展開する方法を学ぶ。さらに、アドバンス・ケア・プランニング、エンドオブライフケア、家族に対するグリーフケアについても学ぶ。	2～4
4. 療養生活の支援に関わる科目	がんとともに生きる患者の身体的、心理社会的な健康課題を多面的かつ包括的に理解し、療養生活の質を高める専門的な相談支援技術や教育的支援技術を習得する。また、がん治療に伴う身体の器質的・機能的変化に対して、心理的・社会的な働きかけや、患者同士の相互支援のあり方について学ぶ。	1～2
実習科目		小計 10
実習	講義・演習などで学んだ知識・技術を実践に統合し、高度実践看護師としての資質・能力を高める。 ・がん治療を専門とする医療施設で、臨床指導医、がん看護専門看護師の指導のもと、卓越した臨床判断能力を修得し、実践に活かすことができる。 ・地域連携の実践を学び、多職種と協働することができる。	
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 14
		総計 38

【別表 2（専門看護師 38 単位申請用）】
慢性看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
慢性看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な慢性病患者とその家族への高度な看護を実践する能力を獲得する。また、保健医療福祉に関わる動向を見据えて、慢性看護の質向上に向けた役割を果たす能力を養う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護者を育成する。 1. 慢性病が個人および家族の健康や生活に及ぼす影響・特徴と、それに対する人々の反応・療養行動特性を理解できる。 2. 慢性病患者の発症前から死に至るまでの経過を身体・心理社会的側面から包括的に理解し、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキューアを統合した看護支援が提供できる。 3. 生活の質重視の観点から、慢性病患者のセルフケア能力を高めていく過程を支援できる。 4. 生活の質重視の観点から、慢性疾患の病態生理を理解し、医学的評価と判断に基づく薬物療法や医療処置の管理ができる。 5. ケアの質保証・改善のために、チームの中でリーダーシップを発揮して、調整、協働するとともに、必要なケアシステムについて検討することができる。 6. 看護師の専門知識・技術の向上を図るために、慢性看護の研究を推進し、その成果を活用するとともに、関係者への教育的関わりができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。	小計 2～4 () 内の単位 配分は目安
1. 対象の理解に関する科目	・慢性病患者やその家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景を学ぶ。 ・慢性病患者の行動や反応の理解に役立つ諸理論を学ぶ。	(1～2)
2. 家族ケアに関する科目	・慢性病患者の家族への看護実践の基盤となる諸理論に基づき、家族アセスメントと家族支援について学ぶ。	(0～2)
3. 保健医療福祉の制度や体制に関する科目	・慢性病患者に適用される医療福祉の制度や体制とその革新的方策を学ぶ。	(1～2)
専攻分野専門科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 10～12 () 内の単位 配分は目安
4. 慢性病患者の査定に関する科目	・慢性病患者の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを学ぶ。	(2～4)
5. 慢性病患者への支援技術に関する科目	・慢性病のさまざまな局面（発症予防から死に至るまで）に対応した慢性病の予防、自己管理、リハビリテーション、エンドオブライフケアに関する理論と支援技術（症状マネジメント、患者教育など）について学ぶ。また、診断・治療にともなう専門的看護支援を学ぶとともに、適切な倫理的判断に基づいた看護実践について学ぶ。	(4～6)
6. 治療や療養を支える環境整備に関する科目	・慢性病患者の質の高い生活に向けて、治療や療養環境（病棟・外来・地域・居宅・職場など）、および地域支援（サポートネットワークづくり、社会資源の活用、災害支援）などが整うように、リーダーシップを発揮して、協働する方策を学ぶ。また、保健医療福祉に関わる動向を見据えたケアシステムの構築について学ぶ。	(1～2)
実習科目	共通科目 A・B、専攻分野共通科目、専攻分野専門科目で履修したことを基盤に、慢性病患者が医療を受ける病棟・外来・地域などさまざまな場における実習を通して、下記の課題を達成し、ケース・レポートや課題レポートを作成する。	小計 10
実習	<実習内容> 1) 既習の知識・技術を統合して、慢性病患者や家族に対して、包括的アセスメントを実施し、高度な看護実践を提供する。 2) 専門看護師に求められる、教育、相談、調整、倫理調整について、実践を通して学ぶ。 3) 生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理について、実践を通して学ぶ。 4) 慢性看護の研究を推進する力を実践的に身につける。	
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 14
		総計 38

【別表 3（専門看護師 38 単位申請用）】

母性看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
1. リプロダクティブ・ヘルスの状態を査定し、起こりえる健康問題について予測をしたうえで、健康の保持増進や異常への移行の防止を目標に、ケア計画の立案、実施、評価を自律して行うことができる。 2. 熟練した高度なケア技術とケアの知識を用いて、正常から逸脱している、あるいは合併症のある妊産褥婦、胎児・新生児、女性患者の生命の危機的状況や女性の妊孕性を含めた病態をアセスメントし、ケアや医療的介入の必要性を判断し、緊急事態に対応しながらケアを行うことができる。 3. 母性看護領域における研究を推進するとともに、最新の研究成果を実践に役立てることができる。 4. 医療ケアチームの中でコーディネーターの役割を担うことができ、ケアシステムの改善・改革にリーダーシップを発揮できる。 5. リプロダクティブ・ヘルスケアに関連する倫理的問題を判断し、その解決に向けて助言および支援することができる。 6. 母性看護学における教育や研究にかかわり、母性看護の質向上に貢献する教育的能力を修得できる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	母性看護学専門分野を深めるために基盤となる、対象の特性を理解する科目である。下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分については、各大学で定める。	小計 2～4
1. 対象を理解する科目	1-1. 周産期の母子を理解する科目 * 周産期の母子・家族に影響を及ぼす因子を考慮した対象の生活反応・健康状態・適応状態などの臨床診断に必要な、遺伝学的知識、生殖内分泌学的知識、周産期医学的知識、愛着や親役割理論、発達危機理論などの知識を深める。	1～2
	1-2. 女性のライフサイクル全般を理解する科目 * 思春期・成熟期・更年期・老年期女性の生活反応・健康状態・適応状態の臨床診断に必要な、生殖内分泌学的知識、女性医学の知識、人間発達学的知識などを深める。	1～2
専攻分野専門科目	母性看護学専門分野を深めるために基盤となる対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目と各大学院の特性を生かし専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める科目で構成する。対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目は、下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分については、各大学で定める。	小計 10～12
1. 周産期にある母子の援助に関する科目	* 周産期医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。 * 周産期ケアシステムとその組織化に関する理論と実際、母子保健行政などについて学ぶ。	1～2
2. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	* 女性医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。 * 女性医療ケアシステムとその組織化に関する理論、生涯を通じた女性の健康を守る保健政策、男女共同参画社会政策などについて学ぶ。	1～2
3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目	各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める内容とする。 実習と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法であること。	6～8
実習科目	各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した内容について実習する。	小計 10
実習	* 高度なアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 * 専門領域に関する相談、教育、多職種と協働できる能力を養い、ケア提供の中でリーダーシップを発揮できる能力を養う。 * 周産期ケアや女性医療ケアにおける倫理的問題を判断し、その解決に向けて、調整・実践できる能力を養う。 * 看護実践の創造、変革、改善のための研究課題を見いだす。	
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 14
		総計 38

【別表4（専門看護師38単位申請用）】
小児看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
あらゆる健康レベルにある子どもとその家族の健康生活を維持・促進するために、小児看護に関する高度な知識と技術を有して看護活動を展開できる能力を修得する。具体的には、以下のような能力を有する高度実践看護師を育成する。 1. こどもの成長・発達、心身の健康状態、生活環境や人間関係を専門的知識に基づいて包括的に査定することができる。 2. こどもとその家族の人権を保障し最善の医療を受けることができるよう、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキュアを統合して看護支援を提供することができる。 3. ケアの質保証・改善のためにリーダーシップを発揮して、他の専門職者と調整・協働することができる。 4. こどもの最善の利益を守るために、保健・医療・福祉・教育・その他関係者に対して教育的かかわりを行うことができる。 5. 小児看護の質向上に寄与する研究を企画推進し、その成果を実践に活用することができる。 6. 小児看護・医療の質向上に向けてケアシステムの変革に貢献できる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の3科目のすべてを含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。	小計 3～6 *以下()内の単位配分は目安
1. 対象の理解に関する科目	こどもと家族を看護の対象として捉え、成長・発達、愛着、家族発達、家族関係、セルフケア、コーピングなどの諸理論を理解する。	(1～2)
2. 保健・医療・福祉・教育の制度・体制に関する科目	小児看護・医療の質向上に向けて、こどもと家族を取り巻く社会、保健、医療、福祉、教育等の状況、制度・体制・政策等とその変革方策を学ぶ。	(1～2)
3. 高度実践看護師の役割に関する科目	ケアとキュアを統合した、小児看護領域における高度実践看護師の役割を学ぶ。	(1～2)
専攻分野専門科目	下記の3科目のすべてを含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 8～11
4. 対象の査定に関する科目	こどもと家族の健康状態(援助効果を含めて)を、身体、心理・社会面から包括的に査定する方略や技術・技法を修得する。	(2～4)
5. こどもの病態・治療に関する科目	小児期の疾患と治療を理解したうえで、専門的ケアを提供するための病態生理、検査とその解釈法、治療法(栄養療法、薬物療法)、症状マネジメント等を学ぶ。	(2～4)
6. 小児看護援助の方法に関する科目	様々な健康レベルにあるこどもと家族に対して、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキュアを統合して、以下の高度な看護実践を考案できる。 ・対象や状況に応じた臨床判断力を培うとともに、最良の技術・技法を学ぶ。 ・倫理的判断およびアセスメントに基づき、その事例に必要な高度実践看護師の役割を明確にする。 ・リーダーシップを発揮して、他の専門職者と調整・協働する方策、また、関係者への教育的支援の方略を学ぶ。 ・先行研究のエビデンスの実践に活用する。	(4～5)
実習科目		小計 10
1. 小児の診断・治療に関わる実習科目	実習Ⅰ：小児の診断・治療実習 小児の代表的な疾患について、症状の査定、診断・治療のプロセスを見学や実践により理解する。 診断・治療：10例以上	(2)
2. 高度実践者としての役割に関する実習科目	実習Ⅱ：専門看護師実習 8単位 複雑な状況にあるこどもと家族のケアを実践し、事例の分析、コンサルテーション、倫理調整等を含め、ケアとキュアを統合した高度な実践技術を修得する。 実践機能(直接ケア)：5例以上 コンサルテーション・調整・倫理調整・教育：各2事例以上 ※実習時間および事例数にこだわらず、修得しうる時間をかけることが必要となる。	(8)
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数(共通科目 A8 単位十共通科目 B6 単位)		合計 14
		総計 38

【別表5（専門看護師38単位申請用）】

老年看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
老年看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な高齢者とその家族へ看護を展開するための高度な看護判断、実践、評価する能力を修得する。また、老人看護専門看護師として対象となる高齢者とその家族に提供される看護・医療の質を高める役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。 1. 複雑な健康問題をもつ高齢者とその家族について、身体・精神・社会的側面からの生活のアセスメント、および検査・治療・薬物の影響を査定できる。 2. 複雑かつ多様な高齢者とその家族へ高度な看護判断に基づいて看護を実施・評価できる。 3. 必要な医療・ケアが円滑に提供されるようにリーダーシップを発揮してチーム医療を推進し、保健医療福祉関係者との相談・調整を図り、連携することができる。 4. 高齢者の尊厳を守るために、倫理的な判断・調整・支援および関係者への教育的関わりを行うことができる。 5. 老年看護の理論や質の高い研究を理解し、実践に活用するとともに、教育に役立てることができる。 6. 特定の老年看護領域についてさらに専門的な知識と技術を修得し、その分野の看護・医療の質向上に向けた変革に貢献できる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定める。	小計 3～6 *以下（）内の単位配分は目安
1. 対象の理解に関する科目	高齢者理解と支援の基盤となる諸理論	（1～2）
2. 家族ケアに関する科目	高齢者の家族への看護実践の基盤となる諸理論	（1～2）
3. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の保健医療福祉制度・政策の現状と展望を踏まえた高齢者への支援に向けたマネジメント	（1～2）
専攻分野専門科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定める。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 8～11
1. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年期に発生頻度の高い疾患や症候群と検査・治療（薬物療法を含む）	（2）
2. 高齢者の健康生活評価に関する科目	高齢者の身体的・精神的・社会的側面の包括的アセスメント	（2）
3. 高齢者への看護実践に関する科目	高齢者に質の高い看護実践を行うための方法、高齢者が生活・療養する場のケアの質を高めるための方法	（2～5）
4. 認知症老年看護に関する科目	認知症の原因疾患、認知機能障害および関連する症状、治療、アセスメント方法、認知症高齢者への質の高いケアを行うための方法	（2）
実習科目	1）講義などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、専門看護師としての資質・能力を高める。 2）専攻分野専門科目で学修した内容について実習をする。	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数（共通科目A8単位＋共通科目B6単位）		合計 14
		総計 38

【別表 6（専門看護師 38 単位申請用）】
精神看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
精神看護の諸理論を系統的に学び、複雑かつ多様なメンタルヘルスに課題のある個人と家族、集団への看護を展開するためのアセスメントおよびエビデンスに基づき実践・評価する能力を修得する。精神科病院、一般病院、地域において精神看護の高度な知識・スキルを用いて直接ケアを実施するとともに、対象の尊厳を守り、適切な倫理的判断とそれに基づく倫理調整、多職種チームにおける調整・協働、相談支援、教育の役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。 1. 複雑で多様なメンタルヘルスに課題のある個人と家族、集団について、精神・身体・社会的側面のアセスメントができる。 2. 複雑で多様なメンタルヘルスに課題のある個人と家族、集団へ精神および身体状態の悪化の予防、改善・維持、リカバリーに向けて、エビデンスに基づく高度な看護を実施・評価できる。 3. リーダーシップを発揮し多職種チームと連携し、精神保健医療福祉関係者との相談・調整を図ることができる。 4. 複雑で多様なメンタルヘルスの課題をもつ人の尊厳を守り、適切な倫理的判断と調整、教育支援を行うことができる。 5. メンタルヘルス支援をする人々をエンパワーし、相談支援（コンサルテーション）することができる。 6. 精神看護および精神保健医療福祉に関する研究成果を看護実践に適切に活用できる。 7. 精神看護および精神保健医療福祉分野の看護・医療の質向上への変革に貢献できる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記 1～4 から 2～6 単位を選択すること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。	小計 2～6
1. 精神の健康状態の評価に関する科目	基礎的な精神の健康状態を評価する視点と評価の手法として、抑うつ状態、不安、せん妄等のメンタルステータスエグザミネーション（MSE）、抑うつ状態・不安・認知症等の評価尺度等を学ぶ。	
2. 精神看護の理論とアセスメント・支援モデルに関する科目	対人関係論、セルフケア理論、危機理論、危機介入、認知行動理論等を学ぶ。	
3. 基礎的な精神看護実践に関する科目	基礎的な面接スキル、支持的精神療法、抑うつ状態や不安への認知行動療法、リラクゼーション等を学ぶ。	
4. リエゾン精神看護に関する科目	身体疾患患者に生じる不安、抑うつ状態、せん妄などの精神症状や精神的問題に対する治療やケア、災害後のメンタルヘルス支援や対人援助職のメンタルヘルス支援などについて学ぶ。	
専攻分野専門科目	下記 1～6 の 全ての 内容を 8～12 単位に含めること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。各科目は実習科目と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法とすること。	小計 8～12 *以下（）内の単位配分は目安
1. 精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源・人権に関する科目	精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源、メンタルヘルスに課題のある人の人権・権利擁護を学ぶ。	（1～2）
2. 精神科診断・評価スキルに関する科目	DSM、ICD、MSE 等の精神科診断に必要な専門性の高い、精神の健康状態を評価する視点と評価方法、日常生活と精神状態との関連を評価する視点と方法等を学ぶ。	（1～2）
3. 高度精神看護の理論に関する科目	対人関係論、セルフケア理論、対象関係論、精神力動論、認知行動理論、リカバリー理論、システム理論等を学ぶ。	（1～2）
4. 高度精神看護のアセスメント・支援モデルに関する科目	バイオサイコソーシャルモデル（BPS）、セルフケアモデル、ストレングスモデル、ACT などのケアマネジメントモデル等、精神障がい者に適用するアセスメント・支援モデルを学ぶ。	（1～2）
5. 心理社会的療法に関する科目	支持的精神療法、複雑で重篤な精神障がいをもつ者への認知行動療法、精神力動的精神療法等を学ぶ。	（1～2）
6. 精神科薬物療法・身体療法に関する科目	精神疾患への精神科薬物療法（抗精神病薬、抗うつ薬、気分安定薬等）の臨床効果や有害作用の評価、修正型電気けいれん療法、反復経頭蓋磁気刺激療法（rTMS）等を学ぶ。	（1～2）
実習科目	1）講義などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用し、専門看護師としての資質・能力を高める。 2）専攻分野専門科目で学修した内容について実習をする。 精神科病院、一般病院、地域等において、以下の内容を含んだ実習を行う。 1. 専門看護師の役割機能の実習 2. 医療施設等における精神科診断・治療実習 3. 医療施設や地域等における直接ケア実習 4. 医療施設や地域等におけるコンサルテーション・コーディネーション実習	小計 10 *以下（）内の単位配分は目安 （1～2） （1～2） （4～6） （2～3）
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 14
		総計 38

【別表 7（専門看護師 38 単位申請用）】

家族看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
家族看護の諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な家族へ看護を展開するための高度な看護判断、実践、評価する能力を修得する。また、家族支援専門看護師として対象となる家族に提供される看護・医療の質を高める役割を果たすための能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護師を育成する。 1. 家族看護の対象である家族を系統的に捉え、専門的な知識に基づいて看護活動を展開することができる。すなわち、家族に対する看護実践の専門的な能力と技術（家族のアセスメント、家族－看護者関係の形成、家族に対する看護過程の展開、家族への直接的援助、家族の権利擁護者としての支援など）を習得する。 2. 家族員の疾病・障害に対する診断・治療を理解し、診断・治療に参画するとともに、疾病・治療の過程を踏まえて家族に対する看護介入を実施できる。 3. 家族看護に関する質の高い研究成果を実践に活用するとともに、家族ケアに関するエビデンスの蓄積に貢献するための基礎的な研究能力を習得する。 4. 家族看護の領域に関わる他職種と協働し、必要な医療・ケアが円滑に提供されるようにリーダーシップを発揮してチーム医療を推進するためのコーディネーターの役割がとれる。 5. 家族看護の領域でのコンサルテーション及び教育を行うことができる。 6. 新しい援助技術を開発し、家族看護学分野の質向上に向けた変革者となることができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目		小計 2
1. 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目	家族を取りまく社会や地域、保健医療福祉制度、および家族看護学の動向を理解したうえで、家族支援専門看護師の役割や能力を養うことに関連した科目	2
専攻分野専門科目		小計 12
1. 家族のアセスメントに関する科目	①家族員の健康障害に対応した高度看護実践を提供するために、家族員の疾病・障害に対する診断・治療に参画する能力を養う科目 ②家族を理解しアセスメントするために理論や関連モデルなどを学び、家族をアセスメントする能力を養う科目	4
2. 家族看護援助方法に関する科目	①家族を対象とした看護過程の展開や、家族教育、家族カウンセリング、ケースマネジメント、システムアプローチなどの介入方法を活用できる能力を養う科目 ②家族員の健康障害に関わる治療の過程を踏まえて家族に対する看護介入を行うことができる能力を養う科目	6
3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目	専攻分野専門科目は特に設定しないが、より専門化した領域での卓越した知識と技術を習得するために、一つの領域を深めていく。	2
実習科目		小計 10
家族支援（直接ケア）の実践を習得する実習（実践）	家族支援の実践を8例以上経験し、健康障害のアセスメント、家族のアセスメント、健康障害に対するキューとケアを融合した看護介入、家族への看護介入、チーム医療への参画と調整のための技術を習得する。 複雑な家族症例に関するコンサルテーション、家族看護に関わる教育、倫理調整に関する能力を習得する。 実践の現場でフィールドワークを行いながら、研究課題を見だし、その探求を通じて基礎的研究能力を習得する。	10
家族支援専門看護師の役割を習得する実習（調整・倫理調整・教育・相談）		
家族支援専門看護師の役割を習得する実習（研究）		
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目A 8単位＋共通科目B 6単位）		合計 14
		総計 38

【別表 8（専門看護師 38 単位申請用）】

感染看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
1. 疫学の原理と統計的方法の知識を活用し、エビデンスと倫理的判断に基づく感染防止の実践ができる。 1) 疫学の原理に基づくサーベイランスシステムを展開し、感染看護・感染制御のエビデンスとすることができる。 2) 感染症発生時の報告・調査や感染防止に関して、医療施設内ならびに地域の他機関との連携について理解し、活動することができる。 2. 保健医療福祉施設における患者、職員、訪問者間の感染予防と管理に、微生物学の基礎的知識と実践の質向上に寄与する研究力を活用することができる。 3. 感染症の診断に関連する検査およびその結果への対処としての医療処置ならびに感染拡大防止方法について判断し、迅速に効果的な看護実践を創発することができる。 4. 感染症の原因、臨床徴候、治療、感染防止について理解し、適切な患者ケアを実践することができる。 5. 保健医療福祉施設において必要な滅菌、消毒、衛生の原理を理解し、無菌法の応用を管理・実践することができる。 6. 感染症患者ならびに易感染者へ適切に看護が実施されるよう、看護職者間および多職種間で調整・協働し、感染看護の質保証・改善を推進するリーダーシップ力を発揮することができる。 7. 教育・管理・コミュニケーション力によって組織的アプローチを推進し、効果的なプログラムを組み、医療・ケアシステムを変革することができる。 1) 保健医療福祉施設における組織機構と権限系統を理解し、効果的なプログラムを創出し、組織内で計画を履行することができる。 2) 管理の技法を用いて感染防止活動の結果を評価することができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることもできる。	小計 2 ～ 4
1. 感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物および免疫に関する知識	
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含む、感染看護ならびに感染制御・管理に関連した日本の保健福祉制度・体制の現状、専門看護師の役割・機能	
専攻分野専門科目	特定の科目に偏ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。	小計 10 ～ 12
1. 無菌法の応用に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用	
2. 感染症の診断・医療処置に関する科目	感染症に関連する微生物検査、感染防御因子・感染状態に関する臨床所見、全身症状などによる感染症の診断。感染症に対する薬物療法、カテーテル関連処置。	
3. 感染看護に関する科目	地域及び病院における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法、易感染者の看護	
4. 感染防止法に関する科目	市中及び院内感染の防止方法(サーベイランス等を含む)に関する看護活動、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理	
実習科目	主として臨床における感染防止活動と、感染症患者及び易感染者のケアについて実習する。感染症の診断・医療処置に関する実習を含むこと。	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 14
		総計 38

【別表１０（専門看護師３８単位申請用）】

クリティカルケア看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
1. 急性・重症患者の状況・病態を包括的にアセスメントし、エビデンスと倫理的判断に基づいて必要なケアや医療処置の管理・実践・評価をおこなうことができる。		
2. 急性・重症患者および家族との意思疎通をはかり、尊厳と権利を擁護しながらストレス対処の支援、および苦痛緩和と安楽なケアが実施できる。		
3. 倫理的葛藤状況を察知し、患者・家族の意思決定を支援するとともに、倫理的課題の調整をおこなうことができる。		
4. 患者・家族の擁護者としてクリティカルケア環境における医療・ケアシステムの課題を明確化し、最適な医療提供にむけての改善策を提案するとともに、多職種間で調整・協働をおこなうことで状況を改善することができる。		
5. クリティカルケア看護分野に関する相談支援（コンサルテーション）をおこなうとともに、教育・研究に参加・協力し、クリティカルケア看護の質向上にリーダーシップを発揮することができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	ここは、危機的状況下における人間を身体・心理・社会的に理解するために必要な知識と、それをふまえた治療・援助に必要な知識を提供する科目で構成する。	小計 4
1. 急性・重症患者および家族の理解と支援に関する科目	衝撃的な体験や持続するストレスなどに際しての人間の反応や立ち直りの過程、それを促す専門的援助について教授する。（援助関係論、家族看護論を含む）	2
2. 急性・重症患者の病態・治療に関する科目	急性・重症患者の代謝病態生理と治療（栄養管理・薬物療法を含む）について教授する。	2
専攻分野専門科目	ここは、クリティカルケア看護分野における専門的援助に関する実践力を養う科目で構成する。	小計 10
1. 急性・重症患者へのケアとケアが融合した看護援助に関する科目	複雑で解決困難な状況にある急性・重症患者の回復に向けたケアとケアが融合した介入、および家族に対する援助的かかわりについての実践力を養う。	4
2. 急性・重症患者の全人的な苦痛緩和に関する科目	患者が有する全人的な苦痛を緩和・軽減するためのケア・処置の理論、原理、方法、効果判定などについての実践力を養う。	2
3. 急性・重症患者と家族の倫理的課題への看護援助に関する科目	クリティカル状況における個人の選択と意思決定の問題を扱い、倫理的問題を解決するための実践力を養う。	2
4. 急性・重症患者のケア環境の調整に関する科目	クリティカル状況における感染予防、医療機器等のリスクマネジメント、他職種や医療チームの連携による人的・物的な医療・ケアシステムも含めた環境調整についての実践力を養う。	2
実習科目	・ 専門看護師としての6つの能力（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）を培い、急性・重症患者看護専門看護師としての役割を学ぶ。 ・ 講義および演習で学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、専門看護師としての資質・能力を高める。	小計 10
クリティカルケア看護実習		
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS共通科目の必須単位数（共通科目A 8単位＋共通科目B 6単位）		合計 14
		総計 38

【別表 1 1（専門看護師 3 8 単位申請用）】
在宅看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
在宅看護に関連する諸理論を系統的に学び、それらを基盤として、複雑かつ多様な課題をもつ療養者と家族へ看護を展開するための高度な実践力、リーダーシップ力、調整力、教育力、研究力を修得する。また、保健医療福祉の動向を踏まえて、多様な医療・介護ニーズに対応できるケアシステムを提案し、在宅看護の質向上を推進する能力を養う。 以下の具体的な能力を有する高度実践看護師を育成する。 1. 在宅療養者と家族の人権を尊重して、倫理的判断に基づいた問題解決に向けて看護実践できる。 2. 在宅療養者と家族の安全で安心した療養生活を支援するために、エビデンスに基づいた高度で専門的な包括的アセスメントに基づく臨床判断と卓越した看護実践ができる。 3. 在宅看護のスペシャリストとして、看護職者・関係者に対して教育・相談および倫理調整を行い、協働できる。 4. 在宅療養者・療養の場を移行する療養者と家族のニーズを充足するためのネットワークを構築し、新たなケアシステムの開発を推進し、在宅看護実践の質向上を図ることができる。 5. 訪問看護ステーション等の在宅看護関連事業所の開設、管理・運営およびサービスの質改善の推進ができる。 6. 在宅ケアに関する実践的研究を行い、在宅看護の発展に貢献することができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含んでいること。	小計 4
1. 保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	・在宅ケアに関連する保健医療福祉制度・体制の現状をグローバルな視点を踏まえて理解し、在宅療養者と家族の健康と生活の質向上のための活用方法を学ぶ。 ・ケアマネジメントの過程および多職種連携・協働の推進、ネットワークの構築に向けた方法を学ぶ。	2
2. 対象の理解に関する科目	・在宅療養者の健康と生活に活用できる理論やモデルを応用して、セルフケア能力や生活環境をアセスメントする方法を学ぶ。 ・療養の場の移行を支えるための支援、退院支援・調整について学ぶ。	1
3. 家族ケアに関する科目	・療養者の家族への看護実践の基盤となる諸理論や家族の支援に向けたマネジメントについて学ぶ。	1
専攻分野専門科目	必修科目（3 科目）と選択必修科目（4 科目中 2 科目選択）で構成する。 ・選択必修科目：4 専門領域（各 2 単位）から、2 領域以上（計 4 単位以上）を履修する。	小計 10
1. 在宅療養者の疾患と検査、治療に関する科目（必修）	・医療機関との包括的支援を基盤として、在宅療養者に発生頻度の高い疾患や症候群の検査、処置、薬物療法に基づいた療養者のアセスメントについて学ぶ。	2
2. 在宅看護援助方法に関する科目（必修）	・複雑で多様な課題を持つ療養者と家族およびケア提供者に対する倫理的判断・臨床的判断を総合した問題解決方法を学ぶ。 ・多職種と協働した包括的支援体制の構築・調整について学ぶ。	2
3. 訪問看護ステーション等の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する科目（必修）	・訪問看護ステーション等の在宅ケア事業所の開設、効率的な管理・運営および持続可能な経営戦略を学ぶ。 ・在宅看護のケアの質と効果を根拠に基づき評価し、研究的手法を活用した質改善の方略について学ぶ。 ・在宅での感染管理・事故予防、災害対応等について学ぶ。	2
4. 自立促進に関する看護の科目（選択必修）	・リハビリテーション、重症化予防、セルフケアの維持・向上に向けた看護について、家族への教育を含めて学ぶ。	4 (2 領域選択)
5. 医療的ケアに関する看護（選択必修）	・医療処置および医療機器を装着する在宅療養者への看護について、家族への教育を含めて学ぶ。	
6. 多問題・困難課題に関する看護の科目（選択必修）	・身体的な問題だけでなく、倫理的課題、介護力や経済的問題など複雑で複合的な課題をもつ療養者と家族への看護について学ぶ。	
7. 終末期ケアに関する看護の科目（選択必修）	・終末期（がん・非がん）の経過に合わせたアセスメントとケア方法を学ぶ。緩和ケアによる QOL の向上に向けた看護について学ぶ。	
実習科目	専門看護師の役割と在宅看護スペシャリストとしての能力を学ぶ。 ・専攻分野専門科目で選択した 2 領域について学ぶ。 ・訪問看護事業所等の開設・管理運営、ケアの質改善について学ぶ。 ・医療機関の退院調整部署で移行期の看護について学ぶ。 ・在宅ケアにおける研究的手法を実践的に学ぶ。	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 14
		総計 38

【別表 1 2（専門看護師 3 8 単位申請用）】

遺伝看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
遺伝・ゲノム看護の諸理論および臨床遺伝学・ゲノム科学に関する専門的知識を系統的に学び、それらを基盤として、プレジジョンヘルスの理念を踏まえ、遺伝・ゲノムに関連する課題を有する人および家族に対して高度な看護実践を展開するための高度な看護判断、実践および評価能力を修得する。また、遺伝看護専門看護師として、遺伝・ゲノム医療およびヘルスケアに関わる個人および家族に提供される看護・医療の質向上を図るとともに、医療・ケアシステムの改善に寄与する役割を果たすための資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践看護師を育成する。 1. 遺伝・ゲノムに関連する複雑な健康課題をもつ人および家族について、身体的・心理的・社会的側面から包括的にアセスメントを行い、エビデンスに基づいた確かな臨床判断を行うことができる。 2. 遺伝・ゲノムに関連する複雑性や不確実性を伴う状況において、対象者および家族の自律性と価値の多様性を尊重しつつ、適切な選択肢を提示し、倫理的に意思決定支援を行うことができる。 3. 遺伝・ゲノム医療およびケアが円滑に提供されるよう、リーダーシップを発揮して多職種・多機関との調整を図り、協働することができる。 4. 遺伝・ゲノム医療における看護の質保証および質向上に向けて、組織的な課題を分析し、システム改善に貢献することができる。 5. 医療・看護職者に対して、遺伝・ゲノム看護に関する教育的関わりや相談活動を行うことができる。 6. 遺伝・ゲノムに関連する健康課題において、対象者および家族の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、その判断に基づいた態度と行動をとることができる。 7. 遺伝・ゲノム看護に関する専門的知識や技術を深めるための研究を主体的に遂行できる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記内容を含み、単位配分は指定範囲内で各大学が定める	小計 4～6
1. 遺伝学・ゲノム科学に関する科目	遺伝・ゲノムに関連する課題を理解するための基礎として、メンデル遺伝、非メンデル遺伝、細胞遺伝学、分子遺伝学、ゲノム科学(多因子遺伝、網羅的解析等)、薬理遺伝学(薬理ゲノミクス)の知識を学ぶ。先天性疾患および遺伝性疾患に関わる個人・家族のアセスメントに必要な家系図作成、遺伝確率の理解、主な遺伝性疾患・先天性奇形症候群の表現型の理解、遺伝学的検査およびゲノム解析結果の基本的解釈を学び、遺伝・ゲノム情報を踏まえた診断および治療への臨床応用について理解を深める。	2～4
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	保健医療福祉制度・体制の現状と課題、ならびにグローバルな動向を踏まえ、遺伝医療・ゲノム医療が提供される制度的枠組みについて学ぶ。遺伝・ゲノムに関連する課題を有する人および家族への支援のあり方を理解するとともに、多職種連携、地域連携および看護の質向上に向けたマネジメントを学ぶ。	2
専攻分野専門科目	下記内容を含むこと。単位配分は指定範囲内で各大学が定める。各科目は実習と一貫した学習が可能となる内容・教育方法とすること。	小計 8～10 () 内の配分は目安
1. 遺伝看護実践に関する科目Ⅰ (対象に関する科目)	遺伝看護の対象となる、遺伝学的課題を有する、またはそのリスクを有する個人・家族・集団の特質と多様性について、遺伝看護学および関連する諸理論を基盤として理解する。さらに、遺伝的課題と向き合いながら生活する人々の心理社会的側面、ライフステージ、家族関係、文化的背景を踏まえ、遺伝看護における包括的アセスメントの基盤を形成する。	(2)
2. 遺伝看護実践に関する科目Ⅱ (遺伝看護援助の方法に関する科目)	遺伝看護学における専門的知識と技術を統合し、複雑な遺伝的課題に対してエビデンスと倫理的判断に基づく高度な遺伝看護実践を修得する。 ① 主な先天性疾患・遺伝性疾患を有する人および at risk 者への疾病管理、症状マネジメント、療養指導、心理社会的支援等 ② 遺伝学的根拠に基づく意思決定支援(治療選択に関する理解度の確認等を含む) ③ 倫理的課題への対応および倫理調整 ④ 当事者・家族会・ピアグループへの支援 ⑤ 患者・家族および医療者を対象とした遺伝教育・相談の企画・実施 ⑥ 多職種連携の調整	(4～6)
3. 遺伝看護実践に関する科目Ⅲ (専門領域に関する科目)	染色体異常症、単一遺伝性疾患、多因子疾患など、遺伝学的特性の異なる疾患群を踏まえ、がん、生殖・周産期、小児、遺伝性神経・筋疾患、遺伝性循環器疾患をはじめとする多様な領域における遺伝看護実践について学修する。各領域および疾患の特性を踏まえ、複雑な遺伝看護事例に対する高度な実践、意思決定支援、倫理調整、コンサルテーションおよび事例分析を通して、遺伝看護専門看護師に求められる役割機能を修得する。	(2)
実習科目	講義・演習等で学んだ理論、知識および技術を実践に統合し、高度実践看護師としての資質・能力を高める。なお、本実習には、実践の評価や課題の検討を目的とした研究を含むことができる。 ① 遺伝医療専門部門での治療方針説明・意思決定支援を含む遺伝子診療・カウンセリング実習 ② 特定領域(がん、生殖・周産期、小児、遺伝性神経・筋疾患・遺伝性循環器疾患、多因子疾患等)における直接ケア実習 ③ 専門看護師の役割機能の実習(教育、相談、連携調整、倫理調整) ④ 医療施設や地域等における遺伝教育実習	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数 (共通科目 A 8 単位 + 共通科目 B 6 単位)		合計 14
		総計 38

【別表 13（専門看護師 38 単位申請用）】
災害看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
巨大化・複雑化する災害が人々の健康と生活に及ぼす影響を、医療・保健・福祉の包括的な視点から災害看護を科学的根拠に基づき統合的に学び、人間の尊厳と安全を守るために災害サイクル全般を通じて災害時に必要な看護の実践力を修得する。複雑な局面において多職種と協働し、被災者個々と地域社会のレジリエンスを高め、災害看護の質向上に貢献できる資質・能力を培う。以下の具体的な能力を有する高度実践者を育成する。 1. 被災者の尊厳を守り、災害サイクル各期における健康で安全な生活に向けて、エビデンスと倫理的判断に基づく創造的な看護実践を展開できる。 2. 災害救援、防災・減災において、行政・住民組織・多職種・ボランティア等との連携・協働を推進し、必要に応じて健康維持に向けた災害支援体制を組織化してリーダーシップを発揮できる。 3. 災害時でも健康な生活が維持できるように、防災・減災および災害対応に関する教育を企画・実施することができる。 4. 災害看護に関する国内外の知見を批判的に統合するとともに、災害時の健康上の課題を探究し、その成果を組織・地域・社会レベルにおける効果的な実践に活用できる。 5. 社会環境の変化や地域の医療・ケアニーズを踏まえ、新たな災害看護および医療システムの提案・推進に貢献することができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目		小計 6
1. 災害の特性と対象の理解に関する科目	災害の種類やその特徴、複合災害や感染症流行を伴う災害の特性、人々の生命・健康への影響、地域社会への影響を理解し、災害サイクルに沿って人々の反応について学ぶ。	1～3
2. 災害サイクルと看護実践理論、および倫理に関する科目	災害サイクルと被災者特性、生活環境および災害医療の特徴を踏まえ、倫理判断を含む看護実践ならびに、多職種等との連携支援のシステム構築について理論的に学ぶ。	1～3
3. 制度や法律に関する科目	災害に関連した制度や法律等を理解し、防災・減災、災害対応政策の現状と課題を検討する。	1～3
専攻分野専門科目		小計 8
1. 災害時における看護援助に関する科目	災害発生からの時間的推移に伴って必要となる具体的な看護援助について学ぶ。災害急性期における傷病者の看護と避難生活を送る被災者への看護援助、中長期に被災者が抱える健康および生活上の諸問題を専門的に査定し、それに基づく看護援助を展開できる能力を養う。	1～3
2. 要配慮者に対する看護に関する科目	高齢者、子ども、妊娠婦、慢性疾患患者、心身障がい者等、要配慮者のダイバーシティを尊重した看護援助方法を習得する。	1～3
3. 災害への備えに関する科目	個人、家族、地域、医療機関等を対象とし、防災・減災を見据えた平時における備えの体制、および被災時における看護援助の展開方法を学ぶ。	1～3
4. 災害サイクル各期における調整に関する科目	災害サイクル各期において、専門職および多職種との連携・協働の在り方を理解し、状況に応じて連携を調整・推進するリーダーシップについて学ぶ。	1～3
実習科目	講義・演習などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用統合し、専門的看護の実践能力を高める。専門看護師のコンピテンシーの開発を目的とする実習を行う。実習の場としては、下記の要件を考慮し、実際の災害発生状況に応じて時期や場を柔軟に想定する。 ①災害急性期から中長期、備えの時期(静穏期)における看護活動のいずれかの実践を学び、専門看護師のコンピテンシー（実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革する力）形成の基盤となる実習とする。 ②災害サイクル各期の活動の中で多職種との連携を学べる内容とする。	小計 10
本専攻分野の必須単位数		合計 24
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 14
		総計 38

放射線看護専攻教育課程基準

本専攻分野教育目標		
1. 放射線被ばくや放射線防護に関する高度な専門知識・技術を活用し、顕在あるいは潜在した放射線の人体影響を有する対象への高度看護実践を行うことができる。 2. 個人や集団が放射線に関する正しい知識を有し、自らの健康を守るための判断と行動ができるように教育・啓発活動および相談活動ができる。 3. 放射線看護に関する倫理的課題に対し的確な判断を行い、解決に向けて調整を行うことができる。 4. 放射線被ばくを最小限にするための的確な看護上の判断に基づき、リーダーシップや調整力を発揮し、医療・ケアシステムの変革を提案・推進することができる。 5. 放射線看護に関わる看護職者の看護実践力の向上に資する教育や相談支援を行うことができる。 6. 放射線看護の質の向上に資する科学的知見の活用や看護研究、看護職への研究支援を行うことができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	下記の内容を含むこと。単位の配分は指定の範囲で各大学で定めることができる。	小計 2 ～ 4
1. 対象の理解に関する科目	顕在あるいは潜在する放射線の健康影響を有する対象者の特徴、対象者の包括的アセスメントのための知識や諸理論を学ぶ。	(1 ～ 2)
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の医療制度や体制の現状、高度実践看護師の役割・機能と現状、放射線診療や放射線事故・災害に関連した制度や体制を学ぶ。	(1 ～ 2)
専攻分野専門科目	下記の内容を含むこと。単位の配分は指定の範囲で各大学で定めることができる。各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	小計 1 0 ～ 1 2
1. 放射線の健康影響の理解に関する科目	顕在あるいは潜在する放射線の健康影響を有する対象者の理解と包括的アセスメントに必要な放射線の基礎知識、放射線被ばくや放射線防護、放射線の健康影響に関する知識、技術を学ぶ。	(4 ～ 6)
2. 放射線看護実践に関する科目	放射線診療を受ける対象者と家族、放射線事故・災害で支援を要する対象者へ高度看護実践を行うための知識や諸理論、技術を学ぶ。 ・放射線診療に伴う顕在・潜在する身体・心理・社会的影響を包括的に理解し、科学的知見に基づいた高度看護実践を展開するための方略、医療被ばくに関する相談や教育方法を学ぶ。 ・放射線事故・災害時の被ばく患者や住民の顕在・潜在する身体・心理・社会的影響を包括的に理解し、科学的知見に基づいた高度看護実践を展開するための方略、公衆被ばくや職業被ばくに関する相談や教育方法を学ぶ。 ・医療者の職業被ばく、被ばくに不安を持つ対象者へのリスクコミュニケーションと相談活動、放射線に関する教育を学ぶ。	(6 ～ 8)
実習科目		小計 1 0
実習	1)学修した知識や理論、技術を実践に適用・統合し、高度看護実践者としての資質・能力を高める。 2)専門分野専門科目で学修した内容について実習を行う。	
本専攻分野の必須単位数		合計 2 4
CNS 共通科目の必須単位数（共通科目 A 8 単位＋共通科目 B 6 単位）		合計 1 4
		総計 3 8

【別表１５（ナースプラクティショナー４６単位申請用）】
プライマリケア看護専攻教育課程基準

《現行版》

本専攻分野教育目標		
１．あらゆる発達段階にある人に対して、プライマリケア看護の高度実践看護師として専門性やリーダーシップが発揮できる。 ２．急性疾患への初期対応や、比較的軽い症状や慢性疾患をもつ患者の様々な訴えに対して、看護学と医学の視点から包括的なアセスメントを行い、プライマリケア看護に必要な検査、臨床判断、治療の管理、治療効果の評価を自律的、かつ必要に応じて多職種と協働で実施できる。 ３．個人や家族の価値観、生活の質や意思決定を重視し、倫理に基づく、統合的なプライマリケアを提供できる。 ４．医療の質保証と安全の観点から、多職種と協働して組織的・体系的に取り組むことができる。 ５．個人と家族の健康に関して、エビデンスに基づいた知識と技術の教育を効果的かつタイミングよく実施できる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	プライマリケア看護において、あらゆる発達段階と社会的背景にある個人と家族に向けた高度な看護実践を統合的に実施するために必要な理論、知識、技術を提供する科目で構成する。	小計 １０ ＊以下（ ）内の単位配分は目安
１．ナースプラクティショナーの役割と機能に関する科目	プライマリケア看護ナースプラクティショナーに求められる能力・役割・責任に関する知識・理論。多職種との協働。	（２）
２．ヘルスプロモーション、疾病予防管理に関する科目	ヘルスプロモーション論、地域社会の背景を捉え、健康増進・疫学・疾病予防を促進するための高度な知識・技術を含む。	（２）
３．プライマリケア看護に必要な検査・臨床判断・治療の管理に関する科目	プライマリケア看護における典型的な症状と疾病（急性および慢性）、薬物および非薬物的療法に関する知識と高度な看護実践および技術（臨床推論、鑑別診断、臨床検査、臨床判断に関する知識と技術、この領域に適した医行為を含む）。	（４）
４．医療の質保証と安全管理に関する科目	質の高い医療・ケア提供のための、医療倫理、医療安全の基本や体系的取り組み、リスクマネジメントの理論と対策。	（２）
専攻分野専門科目	プライマリケア看護において、健康問題を査定し、必要に応じて各領域の専門家に照会・連携するための実践的な知識・技術を提供する科目で構成する。	小計 １２
１．小児に関する科目	乳幼児期、学童期、青年期を発達段階の視点から捉え、プライマリケアニーズを予測した健康教育と小児が罹患しやすい疾病に関する高度な看護実践の知識と技術。	
２．成人に関する科目	成人を発達段階の視点から捉え、特に生活習慣病や成人に特有の多様な健康問題や疾病の予防と治療に関する高度な看護実践に必要な知識と技術。（女性の健康問題を含む）	
３．老年に関する科目	老年期にある人を発達段階の視点から捉え、加齢がもたらす多様な健康問題や疾病の予防と治療、ならびに終末期に関する高度な看護実践に必要な知識と技術。	
４．メンタルヘルスに関する科目	あらゆる発達段階にある人の、精神的健康問題の把握、代表的な精神疾患の予防・早期発見、治療、およびリハビリテーションなどに必要な知識と技術。	
５．総合演習Ⅰ	プライマリケア看護における典型的な事例を用いて、臨床推論に基づく、包括的なアセスメント、必要な検査の選択、エビデンスに基づく治療やケアの選択、ケアの調整、多職種との協働、倫理的な意思決定に関する一連の高度な実践力を身につける。	
６．総合演習Ⅱ	プライマリケア看護において求められる医療技術の提供のための関連法規の理解と、プロトコールの作成、それに基づく技術演習とその評価、修正の一連のプロセスを検討する。	
実習科目	プライマリケア看護の実践能力を培うために、あらゆる発達段階にある個人・家族を対象に、以下を含む実習を、医師、高度実践看護師、看護教員などの指導の下で行う ・疾病予防、健康増進にむけての健康教育、健康相談、生活指導 ・各種検診、予防接種の必要性のアセスメントと医師への照会、実施 ・症状のアセスメントと対応、医師への照会 （外来・クリニック、一般病院、リハビリテーション病院、特別養護老人ホーム、身体障害者施設、訪問看護ステーション等、あらゆる医療関連施設、および在宅看護の場が実習場になりうる。）	小計 １０
本専攻分野の必須単位数		合計 ３２
高度実践看護師共通科目*（８単位以上＋６単位）を含めた単位数		合計 １４以上
		総計 ４６以上

高度実践看護師教育課程審査要項 (専門看護師 38 単位・ナースプラクティショナー 46 単位申請用)

I 目的

高度な専門知識と技術を持った高度実践看護師教育の質の維持と向上をめざすために、日本看護系大学協議会（本協議会と略す）は、本協議会が設けている高度実践看護師教育課程の基準に従って、高度実践看護師育成を目標とする教育課程を認定する際に必要な基本的な方針と審査の基準を定めることとする。ここでいう教育課程とは、高度実践看護師育成の条件をみたす教育課程をいう。

II 基本的な考え方

教育課程の審査基準に関する基本的な考え方は、下記の規程等が基盤となる。

- (1) 日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定規程
- (2) 日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定細則
- (3) 高度実践看護師教育課程基準

審査基準の基本的な考え方と手順は下記の通りとする。

1. 本協議会は、高度な専門知識と技術をもった高度実践看護師教育の質の維持と向上に責任をもつものである。
2. 高度実践看護師教育課程の認定は、大学院における教育課程の中で、高度実践看護師教育課程に関わる教育課程を対象とする。
3. 高度実践看護師教育課程の認定にあたっては、各大学院の独自性を尊重し、画一的な認定にならないような審査基準を設ける。
4. 高度実践看護師教育課程の審査基準は、本協議会が作成した教育課程の基準に照らして作成するものである。
5. 高度実践看護師教育課程の審査基準は、共通科目を認定委員会で、専門看護分野別の専攻教育課程の科目を専門分科会で審議し、認定委員会で決定する。
6. 高度実践看護師教育課程の審査は、審査基準に従って、共通科目の適切性の審査は認定委員会で行い、専攻教育課程の科目の適切性は専門分科会で審査を行い認定委員会へ報告する。

なお、ここでいう教育課程とは、申請する大学の専攻分野教育課程や履修モデル等をいう。

Ⅲ 高度実践看護師教育課程審査規準

(専門看護師 38 単位・ナースプラクティショナー 46 単位申請用)

1. 共通科目に関する審査規準（専門看護師 38 単位・ナースプラクティショナー 46 単位申請用）

1) 審査

- (1) 高度実践看護師の教育に必要な共通科目は、分野を越えて選択できる科目であることが必要である。
- (2) 共通科目 A については、高度実践看護師教育課程基準に示されている高度実践看護師の共通目的に従って、別表 1－1 を用いて審査する。
- (3) 共通科目 B については、高度実践看護師教育課程基準に示されている高度実践看護師の共通目的に従って、別表 1－2 を用いて審査する。
- (4) 共通科目の審査は、照合表（様式 2－1、様式 2－2）と大学院の履修に関する高度実践看護師教育課程規程や内規等、および学生に示されているシラバス等を対象とし、以下の項目に関して行う。
 - ・科目のねらい
 - ・授業内容と方法、およびスケジュール
 - ・単位数と単位認定方法
 - ・科目責任者、および科目担当者

2) 科目の名称

共通科目に相当する科目の名称に関しては、高度実践看護師教育課程基準に示された科目名と同一である必要はない。但し、学生に提示しているシラバス等の内容が共通科目審査規準を満たしていることが必要である。

3) 科目の単位

- (1) 共通科目 A の 4 科目はそれぞれの科目が 2 単位、合計 8 単位置かれていることが必要である。
- (2) 共通科目 B の 3 科目はそれぞれの科目が 2 単位、合計 6 単位置かれていることが必要である。

4) 教員の要件

- (1) 科目の責任者は当該科目を担当する教員であり、原則、各科目 1 名とする。科目責任者が複数の場合も、代表者として 1 名記載する。非常勤教員が科目の責任者になることも可能とする。
- (2) 科目の担当者は、当該科目内容に関する業績を有する者とする。
- (3) 科目を担当するすべての教員及び非常勤教員の経歴の提出を要する。

5) 添付資料

- (1) 学則案、履修規程案、内規案、教育課程案、等
- (2) シラバス案等
 - ・各コマにおいて、タイトルのみでなく、審査が可能な程度に教育内容が記述されていること
 - ・科目責任者が分かるように記述されていること
 - ・単位数
 - ・時間数
 - ・指導教員（複数の教員で分担する場合、各教員の担当箇所が明記されていること）

(3) 科目責任者一覧（様式 14-1）

(4) 科目担当者の経歴

・科目内容の指導に関わる全ての教員の経歴（様式 15-1 を参考に作成）

(5) 確認表

2. 専攻教育課程に関する審査規準（専門看護師 38 単位・ナースプラクティショナー 46 単位申請用）

1) 審査

(1) 専攻教育課程の審査は、高度実践看護師教育課程基準に基づいて、当該専攻分野における高度実践看護師の実践能力修得に向けた内容であり、その役割を果たす上での基礎的な能力を養う内容であるかどうかを判定するものである。

(2) 審査は、別表 2 専攻教育課程審査規準に照らして、シラバスや履修規程等を対象とし、以下の項目に関して行う。

- ・科目のねらい
- ・授業内容と方法、およびスケジュール
- ・単位数と単位認定方法
- ・科目責任者、および科目担当者
- ・実習の内容と方法

2) 科目の名称

科目の名称に関しては、本協議会の教育課程の基準名と同一である必要はないが、学生に明示しているシラバス等の内容から教育課程の基準と同等の内容であることが必要である。

3) 科目の単位

専攻分野共通科目および専攻分野専門科目は、一科目 1 単位から認める。

4) 教員の要件

(1) 分野の責任者は、当該教育課程の置かれる大学院に所属する教員である。当該分野の教育・研究業績を有する准教授以上に相当する看護教員 1 名とする（特任を含む）。

(2) 複数の分野の責任者を兼ねることはできない。

(3) 各分野には責任者の他に 1 名以上の当該分野に関連する教育・研究業績を有する、原則として常勤の教員が必要である。

(4) 科目の担当者は、当該科目内容に関する業績を有する看護教員とするが、科目によっては看護教員以外の者を含めることも可能とする。

(5) 科目の責任者は当該科目を担当する教員であり、原則、各科目 1 名とする。科目責任者が複数の場合も、代表者として 1 名記載する。非常勤教員が科目の責任者になることも可能とする。

(6) 科目を担当するすべての教員の経歴の提出を要する。

5) 実習

(1) 実習の 10 単位は 1 単位が 30～45 時間ではなく、到達する能力の質を示す単位である。

(2) 実習科目は別表 2 専攻教育課程審査規準に照らして、提出書類（シラバス・履修規程、照合表など）の内容を通して、以下の項目について審査する。

- ①実習目的の明示
- ②実習内容
 - ・実習指導者と指導方法
 - ・高度の実践知識・スキルの修得、コンサルテーション、調整などの内容
 - ・実習単位、認定者、および認定方法
 - ・実習期間
- ③実習場所
 - ・専門看護分野の看護実践が行われている医療・保健・福祉機関等であること
 - ・学生の関心領域に関わる実習場を確保していること、または具体的に明示していること
 - ・実習場には、教育環境を調整する指導者がいること
- ④実習指導者の要件
 - ・専門看護分野の看護実践の経験を持つ看護職者であること。実習内容により、他の職種を含んでもよい。
- ⑤実習場との連携
 - ・実習場との連携の仕組みや方法が明示されていること
- (3)実習の内容のうち、専門看護師のもつべき研究能力育成にかかわる科目（研究計画・実施・発表を行う科目。共通科目の「看護研究」に相当する科目は除く）を4単位まで含むことも認める。

6) 添付資料

- (1)学則案、履修規程案、内規案、教育課程案、等
- (2)シラバス案等
 - ・タイトルのみでなく、授業回ごとに教育内容が記述されていること
 - ・科目責任者が分かるように記述されていること
 - ・単位数
 - ・時間数
 - ・指導教員（複数の教員で分担する場合、各教員の担当箇所が明記されていること）
- (3)実習関係資料
 - ①実習要項（実習内容・実習場所・実習指導者・指導教員等）
 - ②実習施設機関概要（A4用紙1枚程度にまとめて作成）
 - ・実習可能な施設であることがわかる内容であること
 - ・下記の内容を一覧化した資料とすること（任意形式）
（名称、URL、CNS・CN所属数、実習施設の特徴、実習受け入れ数等）
- (4)科目責任者一覧（様式14-2）
- (5)科目担当者および実習指導者の経歴
 - ①科目内容の指導に関わる全ての教員の経歴（様式15-1を参考に作成）
※特別招聘者（ゲストスピーカー等）が授業を担当する旨についてシラバスに記載がある場合、経歴書の提出が必要
※科目担当者が実習指導を行う場合、様式15-1の担当科目名に実習に関する科目を記載すれば、実習指導者の経歴書（様式15-2）の提出は不要
 - ②実習指導者全員の経歴（様式15-2を参考に作成）
- (6)確認表

3. オンラインによる授業について

- 1) インターネットを活用し、同時双方向型で大学の教員（非常勤教員を含む）が授業を行う

場合は、通常の授業と同じ扱いとする。

- 2) 大学の教員（非常勤教員を含むが）が作成した動画をインターネット上に格納し、学生が自由に学習するオンデマンド型で授業を行う場合は、視聴したことの確認方法およびその授業による目標の達成度を評価する方法がシラバス上に明示されていれば、通常の授業と同じ扱いとする。
- 3) 他大学または他団体等と契約を結び、提供された教材を学生がインターネット上のシステムを用いて学習する e-learning を用いる場合は、申請大学院において、e-learning による学習を正規の科目として位置付けていることが、履修要項やシラバス等に明示されていること。また、e-learning の製作者または提供元、視聴したことの確認方法およびその授業による目標の達成度を評価する方法をシラバス上に明示すること。また、科目内容が審査規準を満たしていることを示す資料を提出すること。
- 4) e-learning の講師については、経歴書は不要とする。

4. 既修得単位の認定ならびに単位互換に関する要件と提出書類について

- 1) 他大学院で履修した高度実践看護師教育課程の認定を受けている科目の単位を、各大学院の定めるところにより、15 単位を超えない範囲で、当該大学院における単位とみなすことができる。
- 2) 単位互換制度を用いて新規に教育課程の認定を申請する場合、両大学で結んだ「単位互換に関する協定書」「覚書」「単位互換科目一覧」を提出する。
- 3) 単位互換科目が年度により変更され、科目内容の変更が必要になった場合は、変更を行った年度に科目内容の変更として必要書類を提出し認定を受ける。

5. 複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程の編成について

- 1) 複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程編成は、以下の方法によるものとする。
 - (1) 複数大学院が共同教育課程を編成することにより 1 つの高度実践看護師教育課程を申請する場合（共同実施制度）
 - (2) 既に高度実践看護師教育課程として認定されている大学院が基幹大学院となり他の大学院と連合する場合（連合大学院）、または大学院が研究所等と連携する場合（連携大学院）
- 2) 複数大学院の共同による高度実践看護師教育課程においては、審査の結果認定する単位は以下のとおりとする。
 - (1) 共同教育課程の場合に認定する単位は、共同実施制度で編成した教育課程に係る単位とする。
 - (2) 連合大学院の場合に認定する単位は、基幹校を除く構成校の単位を合計し 10 単位を超えない範囲とする。
 - (3) 連携大学院の場合は、連携する研究所等の研究者の協力等のもと開講する科目の時間数を総合的に判断し、10 単位相当を上限とする。

IV 高度実践看護師教育課程の分野特定のための基準

1. 独立した専門分野として一定の安定性・発展性が保証されうること。
2. 変化する社会的ニーズ、看護ニーズに対して、実践的な専門性が確立されうること。
3. 学問的に知識および技術に広がりと深さがあること（基礎教育の中である程度一般的に教授されていること、学会の存在、学会誌等専門誌の存在）。
4. すでに専門看護分野としての教育課程が存在し、複数の大学院で教育が実施されていること。

2011年12月10日制定
2014年 1月11日改定
2015年 1月10日改定
2016年 1月22日改定
2017年 1月29日改定
2018年 1月 8日改定
2020年 1月 5日改定
2021年 1月11日改定
2022年11月27日改定
2024年 1月 8日改定
2025年 1月11日改定
2026年 9月25日改定

【別表１－１（専門看護師３８単位・ナースプラクティショナー４６単位申請用）】

共通科目Ａ審査規準

高度実践看護師の教育に必要な共通科目は、分野を越えて選択できる科目であることが必要である。

科目名	審査規準
リーダーシップ論	多様な医療ニーズを把握し対応できる医療・ケアシステム構築の提案・推進・変革に必要な知識、組織の部門におけるケアの質を保証し向上できるようリーダーシップを発揮するための知識、多職種チームの調整を行うために必要な知識を教授する科目が設けられていること
看護研究	専門知識・技術の向上や開発を図るための実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する科目が設けられていること
コンサルテーション論	看護職を含むケア提供者が抱える実践的な問題を解決するために必要なコンサルテーションの知識と技術を教授する科目が設けられていること
看護倫理	看護現場において倫理的な問題・葛藤について関係者間での調整を行うために必要な高度実践看護師としての知識を教授する科目が設けられていること

【別表１－２（専門看護師３８単位・ナースプラクティショナー４６単位申請用）】

共通科目Ｂ審査規準

高度実践看護師の教育に必要な共通科目は、分野を越えて選択できる科目であることが必要である。

科目名	審査規準
フィジカルアセスメント	複雑な健康問題をもった対象の身体状況について系統的に全身を診査し、臨床看護判断を行うために必要な知識と技術について教授する科目が設けられていること（特定の部位や器官に偏った内容ではなく、呼吸器系、循環器系、消化器系、中枢神経系、腎・泌尿器系、内分泌代謝系、筋骨格系など、系統的に全身を診査する内容が含まれていること）
病態生理学	エビデンスに基づき、対象の全身にわたる病態生理学的変化を解釈、臨床看護判断を行うために必要な知識と技術について教授する科目が設けられていること
臨床薬理学	緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理に必要な薬剤を中心に、薬剤使用の判断、投与後の患者モニタリング、生活調整、回復力の促進、患者の服薬管理能力の向上を図るための知識と看護技術を教授するための科目が設けられていること

【別表 2－1（専門看護師 38 単位申請用）】

＜がん看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記の内容の 4 科目のすべてを含み、合計 6 単位履修すること。 単位数の配分は各大学の判断で設定する。	
1. 患者の理解に関する科目	がん患者の理解や実践の基盤となる主要な理論およびその活用やがん患者の包括的アセスメントと高度実践看護師の役割機能に関する内容が含まれていること。
2. 家族ケアに関する科目	がん患者の家族の理解と家族ケアに必要な理論やモデルを活用した家族の包括的アセスメント、家族・遺族および家族員への援助方法に関する内容が含まれていること。
3. 看護実践方法論に関する科目	がん患者の複雑な健康課題に対して包括的な支援として、意思決定支援/がんサバイバーシップ/がん看護における倫理的課題と調整などの援助方法に関する内容が含まれていること。
4. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	がん医療に関連する保健医療福祉の制度・体制、グローバルな視点を含む地域連携の現状を展望し、看護の対象を取り巻く治療・療養環境および療養生活のマネジメントならびにサポートシステムに関する内容が含まれていること。
専攻分野専門科目： 下記の内容の 4 科目のすべてを含み、8 単位履修すること。 単位数の配分や演習科目の設置は、各大学の判断で行うこと。 いずれかの科目で、エビデンス検索とその読み取り、ならびに臨床判断過程が学べるよう構成すること。	
1. がん看護に関する病態生理学	がん看護の基礎となる病態生理、がんの診断・治療に関連した専門的知識を教授すること。
2. がん治療支援に関わる科目	がん治療を受ける患者への治療管理、有害事象の予防、早期発見・早期対処（支持療法を含む）、包括的アセスメントとエビデンスに基づくケア、患者のセルフケア能力向上のための方略、遺伝に関わる患者と家族の支援等を教授すること。
3. 緩和ケアに関わる科目	多様な苦痛や苦悩を包括的にアセスメントし、ケアとキユーを統合したエビデンスに基づく症状マネジメント、心理社会的支援などの包括的なアプローチ、アドバンス・ケア・プランニング、エンドオブライフケア、家族に対するグリーフケア等を教授すること。
4. 療養生活の支援に関わる科目	がんとともに生きる患者の身体的、心理社会的な健康課題を多面的かつ包括的に理解し、療養生活の質を高める専門的な相談支援技術や教育的支援技術、治療に伴う変化への心理的・社会的な働きかけや患者同士の相互支援のあり方等を教授すること。
実習科目： 専攻分野共通科目、専攻分野専門科目で学習した内容に基づき、がん看護の実践において高度実践看護師としてのコンピテンシー（実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革する力）を高める内容であること。 履修単位10単位のうち、実践的な研究を行うための科目を 4 単位まで含めることを各大学の判断で認める（研究に関する科目を含めなくてもよい）。	
実習	次の内容を含む実習を行い、実践報告書（実習レポート）を作成すること。 ・既習の知識・技術を統合して、治療・療養生活を送るがん患者や家族に対する高度な実践力を修得すること ・ケアとキユー（診断・治療に伴う臨床判断及び身体管理などを含む）が統合された実践内容を含むこと ・看護の質向上に寄与するリーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、変革する力、研究に対する意識を高める内容を含むこと 実習施設 ・実習目標に適した病院・施設・地域などにおいて実習を行うこと ・がん治療を専門とする医療施設での実習を含んでいること ・がん医療における地域連携の実践が学べるよう配慮されていること ・がん看護実践に専門的に携わる看護職者・医師・がん看護学を専門とする教員が指導にあたっていること

＜慢性看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記の科目を 2～4 単位履修すること。	
1. 対象の理解に関する科目	慢性病者やその家族が抱える慢性病特有の複雑で解決困難な問題とその背景、および慢性病者の行動や反応の理解に役立つ諸理論を教授すること。
2. 家族ケアに関する科目	慢性病者の家族への看護実践の基盤となる諸理論に基づき、家族アセスメントと家族支援を教授すること。
3. 保健医療福祉の制度や体制に関する科目	慢性病者に適用される医療福祉の制度や体制とその革新的方策を教授すること。
専攻分野専門科目： 下記の科目の全ての内容を含み、10～12単位履修すること。	
1) 学生の専門領域（subspecialty）を基盤とする慢性看護に焦点をあてたものとして、一貫性のある学習が可能となるように配慮されていること。 2) 学生が倫理的判断、行動がとれるような能力が培われるように配慮されていること。 3) 生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置のための管理能力が培われるように配慮されていること。	
4. 慢性病者の査定に関する科目	慢性病者の複雑な状態の身体・心理社会面を含めた包括的アセスメントを教授すること。
5. 慢性病者への支援技術に関する科目	慢性病のさまざまな局面（発症予防から死に至るまで）に対応した慢性病の予防、自己管理、リハビリテーション、エンドオブライフケアに関する理論と支援技術（症状マネジメント、患者教育など）を教授すること。また、診断・治療にともなう専門的看護支援、および適切な倫理的判断に基づいた看護実践を教授すること。
6. 治療や療養を支える環境整備に関する科目	慢性病者の質の高い生活に向けて、治療や療養環境（病棟・外来・地域・居宅・職場など）、および地域支援（サポートネットワークづくり、社会資源の活用、災害支援）などが整うように、リーダーシップを発揮して、協働する方策を教授すること。また、保健医療福祉に関わる動向を見据えたケアシステムの構築を教授すること。
実習科目 （10 単位）：	慢性看護の現場において専門看護師としてのコンピテンシー（実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革力）を高める。 1) 共通科目 A・B、専攻分野共通科目および専攻分野専門科目で履修したことを基礎とした高度な実践、教育、相談、連携に関する実習 2) 基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理に関する実習 3) 倫理的な判断に基づく行動がとれること、および新たな看護方法の導入および開発などを含むことが望ましい。 4) 履修単位10単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための科目を2単位まで含むことを認める（研究に関する科目を含めなくてもよい）。
実習	1) 実習環境：学生の関心領域の慢性病者の看護実践を行っている場（病棟・外来・地域）であること。 2) 実習体制：看護の専任教員と慢性病者の医療や看護の実践経験をもつ看護職（原則として慢性疾患看護専門看護師）が協同して指導する体制であること。また医師など他職種から指導を受けられる体制であること。 3) 実習報告書：実習したことを評価し、ケース・レポートなどを作成する。 4) 実習内容：以下の①～④の要件を満たすこと。 ①既習の知識・技術を統合して、慢性病を持つ人や家族に対して、包括的アセスメントを実施し、高度な看護実践を提供する。 ②専門看護師に求められる、教育、相談、調整、倫理調整について、実践を通して学ぶ。 ③生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療法や医療処置の管理について、実践を通して学ぶ。 ④慢性看護の研究を推進する力を実践的に身につける内容を含む。

＜母性看護専攻教育課程＞審査規準

科 目		審査規準
専攻分野共通科目： 母性看護学専門分野を深めるために基盤となる、対象の特性を理解する科目である。 下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分については、各大学で定める。		
1. 対象を理解する科目	1-1. 周産期の母子を理解する科目	＊周産期の母子・家族に影響を及ぼす因子を考慮した対象の生活反応・健康状態・適応状態などの臨床診断に必要な、遺伝学的知識、生殖内分泌学的知識、周産期医学的知識、愛着や親役割理論、発達危機理論などの知識を深める。
	1-2. 女性のライフサイクル全般を理解する科目	＊思春期・成熟期・更年期・老年期女性の生活反応・健康状態・適応状態の臨床判断に必要な、生殖内分泌学的知識、女性医学の知識、人間発達学的知識などを深める。
専攻分野専門科目： 母性看護学専門分野を深めるために基盤となる対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目と各大学院の特性を生かし専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める科目で構成する。対象の特性に応じた援助方法を学ぶ科目は下記の内容を必ず含む必要があるが、単位の配分は、各大学で定める。		
1. 周産期にある母子の援助に関する科目	周産期医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。周産期ケアシステムとその組織化に関する理論と実際、母子保健行政などについて学ぶ。	
2. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	女性医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。女性医療ケアシステムとその組織化に関する理論、生涯を通じた女性の健康を守る保健政策、男女共同参画社会政策などについて学ぶ。	
3. 各大学で提示できる専門領域に関する科目	各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した知識・技術を開発あるいは深める内容とする。 実習と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法であること。	
実習科目： 各大学院の特性を生かし、専門領域に特化した内容を実習し、下記の内容を必ず含む必要がある。 ただし、単位の配分は各大学で定められるが、研究課題を見出すための実習を含める場合は2単位までとする（研究に関する科目を含めなくてもよい）。		
実習	＊高度なアセスメント能力と実践能力を養い、ケアの質の評価と向上を自律的に目指せる能力を養う。 ＊専門領域に関する相談、教育、多職種と協働できる能力を養い、ケア提供の中でリーダーシップを発揮できる能力を養う。 ＊周産期ケアあるいは女性医療ケアにおける倫理的問題を判断し、その解決に向けて、調整・実践できる能力を養う。 ＊看護実践の創造、変革、改善のための研究課題を見いだす。	

【別表 2－4（専門看護師 38 単位申請用）】

＜小児看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	内 容
専攻分野共通科目： 下記 1～3 の科目の全ての内容を含み、3～6 単位履修すること。	
1. 対象の理解に関する科目	こどもと家族を看護の対象として捉え、成長・発達、愛着、家族発達、家族関係、セルフケア、コーピングなどの諸理論が含まれていること。
2. 保健・医療・福祉・教育の制度・体制に関する科目	小児看護・医療の質向上に向けて、こどもと家族を取り巻く社会、保健、医療、福祉、教育等の状況、制度・体制・政策等とその変革方策の内容が含まれていること。
3. 高度実践看護師の役割に関する科目	ケアとキュアを統合した、小児看護領域における高度実践看護師の役割を学ぶことができる内容が含まれていること。
専攻分野専門科目： 下記 4～6 の科目の全ての内容を含み、8～11 単位履修すること。 各科目は実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	
4. 対象の査定に関する科目	こどもと家族の健康状態（援助効果を含めて）を、身体・心理・社会面から包括的に査定する方略や技術・技法の内容が含まれていること。
5. こどもの病態・治療に関する科目	小児期の疾患と治療を理解したうえで、専門的ケアを提供するための病態生理、検査とその解釈法、治療法（栄養療法、薬物療法）、症状マネジメント等の内容が含まれていること。
6. 小児看護援助の方法に関する科目	様々な健康レベルにあるこどもと家族に対して、エビデンスと倫理的判断に基づき、ケアとキュアを統合して、以下の高度な看護実践を学ぶことができる内容が含まれていること。 ・対象や状況に応じた臨床判断力を培うとともに、最良の技術・技法。 ・倫理的判断およびアセスメントに基づき、その事例に必要な高度実践看護師の役割。 ・リーダーシップを発揮して、他の専門職者と調整・協働する方策、また、関係者への教育的支援の方略。 ・先行研究におけるエビデンスの実践への活用。
実習科目： 以下 1～2 の科目の全ての内容を含んでいること。実習Ⅰは 2 単位、実習Ⅱは 8 単位、計 10 単位必要である。 実習 10 単位に、研究に関する科目を含めることはできない。	
1. 小児の診断・治療に関わる実習科目	実習Ⅰ：小児の診断・治療実習 小児の代表的な疾患について、症状の査定、診断・治療のプロセスを見学や実践により理解することができる内容であること。 診断・治療：10 例以上
2. 高度実践者としての役割に関する実習科目	実習Ⅱ：専門看護師実習 8 単位 複雑な状況にあるこどもと家族のケアを実践し、事例の分析、コンサルテーション、倫理調整等を含め、ケアとキュアを統合した高度な実践技術を修得する内容であること。 実践機能（直接ケア）：5 例以上 コンサルテーション・調整・倫理調整・教育：各 2 事例以上 ※実習時間および事例数にこだわらず、修得しうる時間をかけることが必要となる。

＜老年看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記の科目の全ての内容を含み、3～6単位履修すること。	
1. 対象の理解に関する科目	老年看護の諸理論、倫理的観点が含まれていること。
2. 家族ケアに関する科目	高齢者の家族への看護実践の基盤となる理論（高齢者と家族との関係、高齢者の家族の捉え方、家族に関する包括的アセスメント、家族のパワーを高めるためのケア方法、家族の支援に向けたマネジメントが含まれていること）
3. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の高齢者に関連する保健医療福祉制度、政策の現状と展望を理解できるよう配慮されていること。高齢者への支援に向けたケアマネジメントとして、ケア体制の組織化や既存のサポートシステムの活用、それらに関与する専門看護師の役割・機能が含まれていること。
専攻分野専門科目： 下記の科目の全ての内容を含み、8～11単位履修すること。 （専門分野共通科目と合わせて計14単位履修する） 実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。 フィールドワークを行う場合には、演習場所や時期、対象者や対象施設への倫理的配慮、指導者、具体的な学修方法が示されていること。	
1. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年期に発生頻度の高い疾患や症候群と検査・治療（薬物療法を含む）が含まれていること。
2. 高齢者の健康生活評価に関する科目	高齢者の身体的・精神的・社会的側面について包括的にアセスメントできるように配慮されていること。
3. 高齢者への看護実践に関する科目	高度な看護判断、倫理的な判断に基づいて高齢者への看護を実施できるように配慮されていること。高齢者と家族に対する日常生活ケア、エンドオブライフケア、QOLの向上の視点が含まれていること。 高齢者の能力を高め、強みを活かす看護実践を含むこと。 高齢者が生活・療養する場のケアの質を高めるための方法として、高齢者が生活・療養する場のアセスメント、ケアの質評価、ケアチームならびに多職種チームで高齢者にケアを提供する際に必要な連携・調整方法とリーダーシップ、スタッフへの教育的関わり、ケアの継続に関する内容を含むこと。
4. 認知症老年看護に関する科目	認知症の主な原因疾患、認知機能障害と症状、アセスメント方法、主な治療法が含まれていること。認知症高齢者への質の高いケアを行うためのケア方法として、パーソン・センタード・ケアの考え方と実践方法を含むこと。認知症をもつ高齢者の個性を尊重しつつ相互に支え合う社会の実現に向けた働きかけを含むこと。
実習科目：	専攻分野共通科目・専攻分野専門科目で学修した内容に基づき、老年看護の現場において専門看護師としての高齢者看護のコンピテンシー（実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革力）を高める。 履修単位10単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための科目を4単位まで含むことを認める（研究に関する科目を含めなくてもよい）。
実習	1) 内容 次の内容を含む実習を行い、実践報告書を作成すること。 (1) 既習の知識・技術を統合して、高齢者やその家族に対して看護を実践し、多面的なリフレクションを通して高度な実践力を修得する。 (2) Cure と Care が統合された実践内容を含むこと。 (3) 現場での看護の質向上に寄与するリーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、変革力、研究力を高める内容を含むこと。 2) 施設 ・実習目標に適した病院・施設等において実習を行うこと。 3) 指導者 ・老年看護実践に専門的に携わる看護職者・医師または老年看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。

【別表２－６（専門看護師３８単位申請用）】

＜精神看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記１～４の内容から２～６単位に含めること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。	
１．精神の健康状態の評価に関する科目	基礎的な精神の健康状態を評価する視点と評価の手法として、抑うつ状態、不安、せん妄等のメンタルステータスエグザミネーション（MSE）、抑うつ状態・不安・認知症等の評価尺度等を学ぶ。
２．精神看護の理論とアセスメント・支援モデルに関する科目	対人関係論、セルフケア理論、危機理論、危機介入、認知行動理論等を学ぶ。
３．基礎的な精神看護実践に関する科目	基礎的な面接スキル、支持的精神療法、抑うつ状態や不安への認知行動療法、リラクゼーション等を学ぶ。
４．リエゾン精神看護に関する科目	身体疾患患者に生じる不安、抑うつ状態、せん妄などの精神症状や精神的問題に対する治療やケア、災害後のメンタルヘルス支援や対人援助職のメンタルヘルス支援などについて学ぶ。
専攻分野専門科目： 下記１～６の 全ての 内容を８～１２単位に含めること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることができる。各科目は実習科目と一貫性のある学修が可能となる内容や教育方法とすること。	
１．精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源・人権に関する科目	精神保健医療福祉の変遷・法制度や社会資源、メンタルヘルスに課題のある人の人権・権利擁護を学ぶ。
２．精神科診断・評価スキルに関する科目	DSM、ICD、MSE等の精神科診断に必要な専門性の高い、精神の健康状態を評価する視点と評価方法、日常生活と精神状態との関連を評価する視点と方法を学ぶ。
３．高度精神看護の理論に関する科目	対人関係論、セルフケア理論、対象関係論、精神力動論、認知行動理論、リカバリー理論、システム理論等を学ぶ。
４．高度精神看護のアセスメント・支援モデルに関する科目	バイオサイコソーシャルモデル（BPS）、セルフケアモデル、ストレングスモデル、ACTなどのケアマネジメントモデル等、精神障がい者に適用するアセスメント・支援モデルを学ぶ。
５．心理社会的療法に関する科目	支持的精神療法、複雑で重篤な精神障がいをもつ者への認知行動療法、精神力動的精神療法等を学ぶ。
６．精神科薬物療法・身体療法に関する科目	精神疾患への精神科薬物療法（抗精神病薬、抗うつ薬、気分安定薬等）の臨床効果や有害作用の評価、修正型電気けいれん療法、反復経頭蓋磁気刺激療法（rTMS）等を学ぶ。
実習科目： 実習１０単位の内容は、以下の単位数を目安とするが、単位の配分については、各大学により定めることができる。「実習」の科目に「研究」に関する科目を含めることは認めない。	
実習	１）講義などで学んだ理論、知識、技術を実践に適用し、専門看護師としての資質・能力を高める。 ２）専攻分野専門科目で学修した内容について実習をする。 精神科病院、一般病院、地域等において、以下の内容を含んだ実習を行う。 １．専門看護師の役割機能の実習（１～２） ＊役割モデルのいる施設での実習が望ましい。 ２．医療施設等における精神科診断・治療実習（１～２） ＊精神科医・公認心理師等からスーパービジョンを受けられることが望ましい。 ３．医療施設や地域等における直接ケア実習（４～６） ＊看護の専任教員と専門看護師（または実習指導経験のある精神科認定看護師）が協同で指導する体制が必要。 ４．医療施設や地域等におけるコンサルテーション・コーディネーション実習（２～３） ＊看護の専任教員と専門看護師（または実習指導経験のある精神科認定看護師）が協同で指導する体制が必要。 ＊直接ケア実習の実習要項には、対象者を選定する際の倫理的配慮について記載すること。

＜家族看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目 家族看護学専門分野の学びを深めるための基盤となる内容を含んでいるかどうかの視点から審査する。	
１．保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目	家族を取りまく社会や地域、保健医療福祉制度、および家族看護学の動向を理解したうえで、専門看護師の役割や能力を養うことに関連した科目が設置されていること。
専攻分野専門科目：	・これらの科目は、大学独自の考えに基づき、統合あるいは分化する事も可能であり、その内容によって審査する。 ・全体として、専門看護師としての６つの機能及び６つの専攻分野教育目標の達成が可能であるかどうかの視点から審査する。 ・家族員の健康障害に対してキュアとケアの視点から治療に参画する能力を養うことが可能であるかどうかの視点から審査する。
１． 家族のアセスメントに関する科目	家族をアセスメントしたうえで、健康障害を有する家族員と家族への卓越した援助を行うために必要な理論やモデルを学ぶ科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、下記の内容を履修可能であること。 ①家族員の健康レベルのアセスメント、②家族員の疾病・障害に対する診断・治療、③家族のアセスメントに関わる理論やモデルなどとその活用方法
２． 家族看護援助方法に関する科目	健康障害を有する家族員と家族への卓越した援助を行うために必要な理論及び援助法に関する科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、下記の内容を履修可能であること。 ①家族を対象とした看護過程の展開や、家族教育、家族カウンセリング、ケースマネジメント、家族療法などの介入方法、②家族員の健康障害に関わる治療の過程を踏まえた家族に対する看護介入方法
３． 各大学で提示できる専門領域に関する科目	特定の家族看護領域に関連した知識と援助方法を習得することを目標とした科目が設置されていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせ、特定の健康問題を有する家族員とその家族に対して卓越した看護、高度な看護を提供できる能力を養う内容となっていること。
実習科目： 以下の内容が含まれていること。 各大学独自の考えに基づき研究に関する内容を２単位まで組み込むことができる（研究に関する科目を含めなくてもよい）。	
実習：	１）１０単位以上の家族看護の実習を行っていること。 ２）家族への看護実践を８例以上経験していること。 ３）家族看護実践技術、コンサルテーション技術、調整技術、教育技術が習得可能な実習内容となっていること。 ４）健康障害を抱えている家族員と家族に対する高度な看護を実践すること。 （家族員の健康障害のアセスメント、家族のアセスメント、健康障害に対するキュアとケアを融合した看護介入、家族への看護介入） ５）スーパービジョンなど適切な指導体制が組まれていること。 ６）実践の現場でフィールドワークを行いながら、研究課題を見いだし、その探求をする内容が組み込まれていること。 ７）実習目標、内容を踏まえて、単位に相当する事例レポートや実習報告を課していること。

【別表２－８（専門看護師３８単位申請用）】

＜感染看護専攻教育課程＞審査規準（案）

科 目	審査規準
専攻分野共通科目：	下記の内容を含んでいること。単位の配分は指定の範囲で各大学により定めることもできる。
１．感染基礎に関する科目	感染防止の実践の基礎となる微生物及び免疫の知識を教授する科目が設けられていること。
２．保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含む、感染看護ならびに感染制御・管理に関連した日本の保健福祉制度・体制の現状、専門看護師の役割・機能について教授する科目が設けられていること。
専攻分野専門科目：	特定の科目に偏ることなく、全体としてバランスよく単位配分されていること。
１．無菌法の応用に関する科目	消毒・滅菌・無菌操作の基礎及び無菌法の臨床における応用について教授する科目が設けられていること。
２．感染症の診断・医療処置に関する科目	感染症に関連する微生物検査、感染防御因子・感染状態に関する臨床所見、全身症状などによる感染症の診断ならびに感染症に対する薬物療法、カテーテル関連処置について教授する科目が設けられていること。
３．感染看護に関する科目	地域及び病院における感染症の発症要因及び流行、母性・小児・成人・老人の感染症患者の治療及び看護方法、易感染者の看護について教授する科目が設けられていること。
４．感染防止法に関する科目	市中及び院内感染の防止方法に関する看護活動（サーベイランス等を含む）、院内教育及び病院管理、医療従事者の健康管理について教授する科目が設けられていること。
実習科目：	１）実習内容が明示されていること 施設の規模などの条件は規定しないが、全般的な感染防止活動ならびに感染症の診断・医療処置に関する課題の実習が可能であり、かつ感染看護の実習対象（事例）を有する場であること。 ２）指導体制が明示されていること 感染看護実践に専門的に携わる看護職者または感染看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。さらに、感染症の診断・医療処置に関する実習が可能な指導体制がとれていること。 ３）実習科目には、研究科目２単位以内を含むことができる（研究に関する科目を含めなくてもよい）。
実習	主として臨床の場における全般的な感染防止活動と、感染症患者及び易感染者のケアについて実習すること。 感染症の診断・医療処置に関する実習を実施すること。

＜クリティカルケア看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 1) 申請校が開設する1および2の授業科目がそれぞれ2単位相当の内容を含んでいること。	
1. 急性・重症患者および家族の理解と支援に関する科目	衝撃的な体験や持続するストレスなどに際しての人間の反応や立ち直りの過程、それを促す専門的援助について教授すること。（危機理論、ストレス・コーピング理論、援助関係論、家族看護論を含むこと）
2. 急性・重症患者の病態・治療に関する科目	急性・重症患者の代謝病態生理と治療（栄養管理・薬物療法を含む）について教授すること。
専攻分野専門科目： 1) 1～4のすべての授業科目を必ず含むこと。 2) 申請校が開設する1の授業科目は4単位相当の内容を含んでいること。ただし、内容を2科目に分けて、それぞれを2単位相当の編成にしてもよい。 3) 2～4の授業科目は、それぞれが2単位相当の内容を含んでいること。	
1. 急性・重症患者へのケアとケアが融合した看護援助に関する科目	複雑で解決困難な状況にある急性・重症患者の回復に向けたケアとケアが融合した介入、および家族に対する援助的かかわりについての実践力を養う内容であること。（フィジカルアセスメントの内容を含むこと）
2. 急性・重症患者の全人的な苦痛緩和に関する科目	患者が有する全人的な苦痛を緩和・軽減するためのケア・処置の理論、原理、方法、効果判定などについての実践力を養う内容であること。
3. 急性・重症患者と家族の倫理的課題への看護援助に関する科目	クリティカル状況における個人の選択と意思決定の問題を扱い、倫理的問題を解決するための実践力を養う内容であること。
4. 急性・重症患者のケア環境の調整に関する科目	クリティカル状況における感染予防、医療機器等のリスクマネジメント、他職種や医療チームの連携による人的・物的な医療・ケアシステムも含めた環境調整についての実践力を養う内容であること。
実習科目： 1) 研究能力育成に関する単位数を実習科目に含めることは認めない。	
クリティカルケア看護実習	1) クリティカルケア看護専攻分野教育目標にそって以下のような実習目標（到達基準）が含まれていること。 ① 急性・重症患者の状況・病態を包括的にアセスメントし、必要なケアや医療処置の管理・実践・評価をおこなうことができる。 ② 急性・重症患者および家族との意思疎通をはかり、ストレス対処の支援および苦痛緩和と安楽なケアが実施できる。 ③ 倫理的葛藤状況を察知し、患者・家族の意思決定の支援および倫理的課題に対応することができる。 ④ クリティカルケア環境における医療・ケアシステムの課題を明確化し、多職種間で調整・協働をおこない、ケア環境を改善することができる。 2) 実習内容 クリティカルケア看護専攻教育課程規準の実習内容に準ずる。またCNSの共通コンピテンシーと資質・能力を獲得できる実習内容であること。 3) 実習場所の条件 常時、集中治療管理を受けている患者を相当数受け入れている施設であること。 4) 指導体制 クリティカルケア看護実践に専門的に携わる看護職及びクリティカルケア看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。急性・重症患者看護専門看護師による直接指導を得られることが望ましい。

＜在宅看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記の科目の全ての内容を含み、4単位履修すること。	
1. 保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、在宅ケアに関連する保健医療福祉制度や体制の現状と展望を理解できるよう配慮されている。 在宅療養者に対するケアマネジメント、ケアシステムの構築と、それらに携わる専門看護師の役割・機能が含まれている。
2. 対象の理解に関する科目	在宅療養者の健康と生活に活用できる理論やモデルと、それらを応用したアセスメントに関する内容が含まれている。 在宅移行を支えるための支援・調整と、在宅移行における専門看護師の役割・機能が含まれている。
3. 家族ケアに関する科目	家族への看護実践の基盤となる諸理論と家族の支援に向けたマネジメントが含まれている。
専攻分野専門科目： 下記の科目の全ての内容を含み、10単位履修すること。 ・必修科目（3科目）と選択必修科目（4科目中2科目選択）を履修する。 ※実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。 ・フィールドワークを行う場合には、演習場所や時期、対象者や対象施設への倫理的配慮、指導者、具体的な学修方法が示されていること。	
1. 在宅療養者の疾患と検査、治療に関する科目	在宅療養者に発生頻度の高い疾患や症候群と検査・治療（薬物療法を含む）が含まれている。
2. 在宅看護援助方法に関する科目	在宅療養者・家族とケア提供者に対して、倫理的判断・臨床的判断を総合して包括的にアセスメントできるよう配慮されている。多職種連携・協働に関する内容が含まれている。 療養の場の移行を支援・調整する内容が含まれている。
3. 訪問看護ステーション等の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する科目	訪問看護ステーション等の在宅ケア事業所の開設、管理・運営、組織や地域でのケアチームおよびリーダーシップ、経営戦略、研究的手法を活用したケアの質評価と改善方法の内容を含む。感染管理、事故防止、災害対応などリスクマネジメント、危機管理の内容が含まれている。
4. 自立促進に関する看護の科目（選択必修）	自立促進のためのケア、医療処置が必要な療養者のケア、多問題・困難課題を抱える療養者のケア、終末期ケアにおける専門性の高い在宅看護実践方法を含む内容である。
5. 医療的ケアに関する看護（選択必修）	
6. 多問題・困難課題に関する看護の科目（選択必修）	
7. 終末期ケアに関する看護の科目（選択必修）	
実習科目： 訪問看護ステーション等の開設・管理・運営、療養の場の移行、専攻分野専門科目で選択した2領域の内容の修学ができる実習場であること。履修単位10単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための実習を2単位含むことを認める（研究に関する科目を含めなくてもよい）。	
実習	以下の内容が含まれていること 1) 在宅看護のコンピテンシー（実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革する力）を高めて、在宅看護スペシャリストとしての役割を担う実習である。 2) 訪問看護ステーション等の在宅ケア事業所の開設、管理・運営、ケアの質改善が理解できる実習である（2単位）。 3) 医療機関等の連携など療養場所の移行を含め、在宅医療チームに関する実習である（2単位）。 4) 研究に関する実習を含める場合：「研究課題の探索」「データ収集のための調整や依頼」「インタビュー」「データ収集」を実践的に学ぶ内容を含む実習である（2単位）。

＜遺伝看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記の科目の全ての内容を含み、4～6単位履修すること。	
1. 遺伝学・ゲノム科学に関する科目	メンデル遺伝、非メンデル遺伝、細胞遺伝学、分子遺伝学、ゲノム科学（多因子遺伝、網羅的解析等）および薬理遺伝学（薬理ゲノミクス）を含み、臨床遺伝学およびゲノム医療の科学的基盤を体系的に理解できる内容であること。また、遺伝学的検査およびゲノム解析の原理と結果の基本的解釈、先天性疾患および遺伝性疾患の病態と表現型の理解、家系図作成および遺伝確率の理解を含み、遺伝・ゲノム情報を踏まえた診断および治療への臨床応用を理解できる内容であること。
2. 保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本における遺伝医療・ゲノム医療の制度、政策、診療体制および保険制度の現状と展望を理解できる内容であること。あわせて、遺伝医療サービスの提供体制、多職種・多機関連携、地域連携およびケアコーディネーション、看護の質保証および質改善の視点を含み、これらに関与する専門看護師の役割・機能を理解できる内容であること。
専攻分野専門科目： 下記の科目の全ての内容を含み、8～10単位履修すること（専攻分野共通科目と合わせて計14単位履修する）。実習と一貫性のある学習が可能となる内容および教育方法であること。 フィールドワークを行う場合には、倫理的配慮、指導体制、学修方法が明示されていること。	
1. 遺伝看護実践に関する科目Ⅰ（対象に関する科目）	遺伝学的課題を有する、もしくはそのリスクを有する個人・家族・集団の特質と多様性を理解し、心理社会的側面、ライフステージ、家族関係および文化的背景を踏まえた包括的アセスメントができる内容を含むこと。遺伝的課題と不確実性のもとで生活する人々の体験への理解を含み、高度実践看護師として適切に支援するための基盤を形成する内容であること。
2. 遺伝看護実践に関する科目Ⅱ（遺伝看護援助の方法に関する科目）	主な先天性疾患および遺伝性疾患を有する人ならびに at risk 者への疾病管理、症状マネジメント、療養指導および心理社会的支援を含むこと。遺伝学的根拠に基づく情報提供、選択肢の提示および意思決定支援（治療選択に関する理解度の確認を含む）を含み、倫理的課題への対応および倫理調整を含むこと。また、当事者・家族会・ピアグループのケアニーズ分析と支援、患者・家族および医療者を対象とした遺伝教育・相談の企画・実施、多職種連携の調整を含むこと。高度な看護判断および倫理的判断に基づく実践が可能となる内容であること。
3. 遺伝看護実践に関する科目Ⅲ（専門領域に関する科目）	染色体異常症、単一遺伝性疾患、多因子疾患など、遺伝学的特性の異なる疾患群を踏まえ、がん、生殖・周産期、小児、遺伝性神経・筋疾患、遺伝性循環器疾患など、特定の専門領域のいずれか、または複数領域に関する知識と実践を含むこと。専門領域の特殊性を踏まえ、複雑事例への対応、コンサルテーション技法、事例分析および専門看護師の役割機能を含む内容であること。
実習科目： 専攻分野共通科目および専攻分野専門科目で学修した内容に基づき、遺伝看護の現場において専門看護師としての高度実践力、倫理調整力、調整・協働する力、教育力、研究力および変革力を高める内容であること。履修単位10単位のうち、臨地において実践的研究を行う科目を4単位まで含むことを認める（研究に関する科目を含めなくてもよい）。	
実習 遺伝看護実習	1) 実習内容 既習の知識および技術を統合し、遺伝的課題を有する人および家族に対して看護を実践し、多面的なリフレクションを通して高度な実践力を修得する内容を含むこと。遺伝医療専門部門での遺伝診療・遺伝カウンセリング実習、特定領域における直接ケア実習、教育・相談・連携調整・倫理調整の実践、地域における遺伝教育活動を含むこと。CureとCareが統合された実践内容および看護の質向上に寄与するリーダーシップを含むこと。 2) 実習施設 実習施設には、遺伝医療サービスを提供する専門の部門、または一般診療科であっても遺伝カウンセリングの実績を有する部門であり、専従または専任の看護職等が固定的に配置されていること。 3) 指導体制 原則として、遺伝看護実践に専門的に携わる看護職または、遺伝看護学を専門とする教員が指導にあたっていること。

＜災害看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： ① 災害看護専攻分野の教育目標が達成できるよう配慮されている。 ② 下記１～３の科目の内容が盛り込まれている。	
１．災害の特性と対象の理解に関する科目	災害の種類やその特徴、複合災害や感染症流行を伴う災害の特性、人々の生命・健康への影響、地域社会への影響を理解し、災害サイクルに沿った人々の反応が含まれている。
２．災害サイクルと看護実践理論、および倫理に関する科目	災害サイクルと被災者特性、生活環境および災害医療の特徴を踏まえ、倫理判断を含む看護実践ならびに、多職種等との連携支援のシステム構築についての理論が含まれている。
３．制度や法律に関する科目	災害に関連した制度や法律等を理解し、防災・減災、災害対応政策の現状と課題が含まれている。
専攻分野専門科目： ① 災害急性期から中長期および備えの時期を含む災害サイクル全般を通じて、被災者および地域の健康課題に対する看護援助、要配慮者への支援、防災・減災に向けた備え、ならびに多職種連携とリーダーシップに関する内容が体系的に構成されている。さらに、災害看護の質向上や地域の災害対応システムの改善・変革に資する実践能力を育成できる内容となっている。 ② 下記１～４の科目の内容が盛り込まれている。	
１．災害時における看護援助に関する科目	災害発生からの時間的推移に伴って必要となる具体的な看護援助を含む。災害急性期における傷病者の看護と避難生活を送る被災者への看護援助、中長期に被災者が抱える健康および生活上の諸問題を専門的に査定し、それに基づく看護援助を展開できる内容である。
２．要配慮者に対する看護に関する科目	高齢者、子ども、妊産褥婦、慢性疾患患者、心身障がい者等、要配慮者のダイバーシティを尊重した看護援助方法が含まれている。
３．災害への備えに関する科目	個人、家族、地域、医療機関等を対象とし、防災・減災を見据えた、平時における備えの体制、および被災時における看護援助の展開方法が含まれている。
４．災害サイクル各期における調整に関する科目	災害サイクルの各期において、専門職および多職種との連携・協働が含まれる。また状況に応じて連携を調整・推進するリーダーシップに関する内容である。
実習科目： 災害看護の現場において、専門看護師としてのコンピテンシー（実践力、リーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、研究力、変革する力）を高める内容になっている。 実習に研究に関する内容を含めることはできない。 ①専攻分野共通科目、専門分野専門科目で履修したことを基盤とした高度な実践・教育・相談・連携調整に関する実習を行う。 ②実習場所の選択は、教育の意図と整合性を重視し、学習効果が明確に計画されていることを審査し、場の条件は規定しない。必要に応じて複数の実習施設あるいは場所を用いてもよい。	
実習	１）内容 ・災害急性期から中長期、備えの時期（静穏期）における看護活動のいずれかの実践を学び、専門看護師のコンピテンシー形成の基盤となる実習である。 ・それぞれの時期の活動の中で、多職種と連携・協働し、必要なケア提供の調整能力を養う。 ２）施設や場所 ・専門科目の内容の実習が可能であり、適切な実習対象を有する場を選択する。 ３）指導 ・当該分野で活動している看護職等、経験を有する看護職等、災害看護を専門とする教員が指導にあたる。 ・災害看護専門看護師が指導する実習を含む。

＜放射線看護専攻教育課程＞審査規準

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 下記の科目のすべての内容を含むこと。	
対象の理解に関する科目	放射線の健康影響を有する対象者への看護実践の基盤となる知識や諸理論を含むこと。
保健医療福祉の制度・体制およびマネジメントに関する科目	グローバルな視点を含み、日本の医療制度や体制の現状、高度実践看護師の役割・機能と現状、放射線診療や放射線事故・災害に関連した制度や体制を理解できる内容を含むこと。
専攻分野専門科目： 下記の科目のすべての内容を含むこと。実習と一貫性のある学習が可能となる内容や教育方法であること。	
放射線の健康影響の理解に関する科目	顕在あるいは潜在する放射線の健康影響を有する対象者の理解と包括的アセスメントに必要な放射線の健康影響に関する知識、技術を学ぶ内容（例として、放射線の基礎、放射線の測定、放射線被ばく、放射線影響、線量限度、放射線事故や放射線災害、被ばくの種類とその影響、被ばく患者の診療、被ばく線量評価、放射線防護と被ばく線量低減方法、環境への影響等）が含まれていること。
放射線看護実践に関する科目	放射線診療を受ける対象者と家族、放射線事故・災害で支援を要する対象者へ高度看護実践を行うための知識や諸理論、技術を学ぶ内容（例として、放射線被ばくによる身体・心理・社会的影響と理解に有用な知識、放射線診療および有害事象の看護、被ばく医療における看護、被ばく防護と低減、被ばくによる不安を持つ対象者へのリスクコミュニケーション、放射線に関する教育に必要な知識と諸理論等）が含まれていること。
実習科目： 専攻分野共通科目・専攻分野専門科目で学修した内容に基づき、放射線看護の場において高度実践看護師としてのコンピテンシーを高める内容が含まれていること。 実習 10 単位のうち、臨地において実践的な研究を行うための科目を 4 単位まで含むことができる（研究に関する科目を含めなくてもよい）。	
実習	1)内容 放射線診療、放射線事故・災害における高度な看護実践力を修得するための以下の内容を含む実習を行うこと。 ・既習の知識・技術を統合し、放射線看護の対象者への高度な看護実践力を修得する内容であること。 ・Care と Cure が統合された実践内容を含むこと。 ・現場での看護の質向上に寄与するリーダーシップ力、調整・協働する力、教育力、変革力、研究力を高める内容を含むこと。 ・研究に関する科目を 4 単位まで含めることができる。 2)施設 ・実習目的に適した病院・施設、地域等での実習を行うこと。 3)指導体制 ・放射線看護専門看護師、当該分野で活躍しているまたは経験を有する看護職者等、放射線看護の教育を専門とする教員が指導にあたること。

科 目	審査規準
専攻分野共通科目： 単位配分は、各科目の内容をいずれも２単位以上含み、全体で１０単位以上履修すること。	
１．ナースプラクティショナーの役割と機能に関する科目	プライマリケア看護ナースプラクティショナーに求められる能力・役割・責任に関する知識・理論、多職種との協働に関する科目が置かれていること。
２．ヘルスプロモーション、疾病予防管理に関する科目	ヘルスプロモーション論、地域社会の背景を捉え、健康増進・疫学・疾病予防を促進するための高度な知識・技術に関する科目が置かれていること。
３．プライマリケア看護に必要な検査・臨床判断・治療の管理に関する科目	プライマリケア看護における典型的な症状と疾病（急性および慢性）、薬物および非薬物的療法に関する知識と高度な看護実践および技術（臨床推論、鑑別診断、臨床検査、臨床判断に関する知識と技術、この領域に適した医行為を含む）に関する科目が置かれていること。
４．医療の質保証と安全管理に関する科目	質の高い医療・ケア提供のための、医療倫理、医療安全の基本や体系的取り組み、リスクマネジメントの理論と対策に関する科目が置かれていること。
専攻分野専門科目： プライマリケア看護において、各領域の専門家に照会・連携するための実践的な知識・技術を獲得する科目が設置されていること。単位配分は１．～４．の科目の内容をいずれも１単位以上、５．～６．の科目の内容をいずれも２単位以上含み、全体で１２単位以上履修すること。	
１．小児に関する科目	乳幼児期、学童期、青年期を発達段階の視点から捉え、プライマリケアニーズを予測した健康教育と小児が罹患しやすい疾病に関する高度な看護実践の知識と技術に関する科目が置かれていること。
２．成人に関する科目	成人を発達段階の視点から捉え、特に生活習慣病や成人に特有の多様な健康問題や疾病の予防と治療に関する高度な看護実践に必要な知識と技術（女性の健康問題を含む）に関する科目が置かれていること。
３．老年に関する科目	老年期にある人を発達段階の視点から捉え、加齢がもたらす多様な健康問題や疾病の予防と治療、ならびに終末期に関する高度な看護実践に必要な知識と技術に関する科目が置かれていること。
４．メンタルヘルスに関する科目	あらゆる発達段階にある人の精神的健康問題の把握、代表的な精神疾患の予防・早期発見、治療、およびリハビリテーションなどに必要な知識と技術に関する科目が置かれていること。
５．総合演習Ⅰ	プライマリケア看護における典型的な事例を用いて、臨床推論に基づく、包括的なアセスメント、必要な検査の選択、エビデンスに基づく治療やケアの選択、ケアの調整、多職種との協働、倫理的意思決定に関する一連の高度な実践力を身につけるに関する科目が置かれていること。
６．総合演習Ⅱ	プライマリケア看護において求められる医療技術の提供のための関連法規の理解と、プロトコールの作成、それに基づく技術演習とその評価、修正の一連のプロセスを検討する科目が置かれていること。
実習科目： １０単位以上とすること。	
実習	以下のような内容が含まれていること。 ・初期対応に関する実習 ・あらゆる発達段階にある個人と家族を対象にした実習 ・関係機関への照会に関する実習 ・患者のアセスメント・計画・高度な看護実践・処置・検査に関する実習 ・多職種との協働に関する実習